

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領
(都道府県・市区町村共通)

基本的事項

算定団体 都道府県、市町村及び特別区

算定時点 令和3年3月31日現在（令和2年度決算に係る数値）
（出納整理期間のある会計については出納閉鎖時点）

用語の意義

算定様式及び記載要領における用語の意義は、特段の定めがある場合を除いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）の定めるところによります。

会計区分

1 一般会計等

「一般会計等」とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と、次の2と3のいずれにも属さない特別会計の総称であり、「地方財政状況調査」（決算統計）における「普通会計」が対象とする会計の範囲に相当するものです。一般会計等は、次の①と②の会計を合わせたものです（「（参考）会計区分のイメージ」のピンク色の部分です。）。

① 一般会計

本算定様式において「一般会計」とは、一般会計の実体そのものをいいます。すなわち、決算統計において行っているいわゆる想定企業会計の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないので、留意してください。

② 一般会計等に属する特別会計

「一般会計等に属する特別会計」とは、地方公共団体が設置する特別会計のうち、次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいいます。

（例）公債管理特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 等

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計

「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計」とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には、次に掲げる事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいいます（「（参考）会計区分のイメージ」の薄黄色の部分です。）。

①国民健康保険事業、②介護保険事業、③後期高齢者医療事業、④農業共済事業、⑤老人保健医療事業、⑥介護サービス事業、⑦駐車場事業、⑧交通災害共済事業、⑨公営競技に関する事業、⑩公立大学附属病院事業及び⑪有料道路事業

3 公営企業会計

「公営企業会計」とは、法適用企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業（地方財政法施行令第46条参照）のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計の総称であり、具体的には、次に掲げる事業に係る特別会計をいいます（「（参考）会計区分のイメージ」の紫色の部分です。）。

なお、2と3の会計を総称して「公営事業会計」と言います。

①水道事業、②簡易水道事業、③工業用水道事業、④交通事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業）、⑤電気事業、⑥ガス事業、⑦港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る）、⑧病院事業（国民健康保険事業との区分は決算統計の例による）、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪宅地造成事業（臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）及び住宅用地造成事業）、⑫下水道事業（公共下水道事業、流域下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業）、⑬観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業及びその他観光施設事業）及び⑭その他法適用企業に係る事業（法適用の介護サービス事業、法適用の駐車場事業、法適用の有料道路事業等）

4 一つの特別会計において1～3の事業の収支を併せて経理している場合の会計区分

一つの特別会計において1～3の事業の収支を併せて経理している場合においては、それぞれの事業に係る歳入歳出の決算規模により、主として1～3のいずれの会計区分に該当するものであるかを判断してください。

なお、歳入歳出の決算規模が均衡しているなどの理由により、上記の判断が困難な場合については、1と2に係る収支を併せて経理している場合は1の会計区分と、1又は2と3に係る収支を併せて経理している場合は3の会計区分としてください。

その他

- 1 本算定様式において使用する金額の単位は、特段の定めがある場合を除いて、千円単位で記入してください。
- 2 算定様式中、水色に色塗りされている箇所には、計算式が入力されているため、変更しないでください。
- 3 算定様式中、薄黄色に色塗りされている箇所は、他様式により算出される値を転記する箇所です。転記誤りのないように注意してください。

4 「4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金」などの算定様式において、該当項目が多いことにより既定の行数では足りなくなった場合には、最終行に「外○件（別紙）」と残りの項目件数を記入した上で、各項目の金額を合算して算定様式を作成してください。（算定様式の行数を変更しないこと。）

その上で、残りの項目名や金額の内訳を別紙（様式任意）で作成してください。

(参考) 会計区分のイメージ

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業			
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	① 国民健康保険	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		② 介護保険			
		③ 後期高齢者医療			
		④ 農業共済			
		⑤ 老人保健医療			
		⑥ 介護サービス			
		⑦ 駐車場			
		⑧ 交通災害共済			
		⑨ 公営競技			
		⑩ 公立大学附属病院			
		⑪ 有料道路			
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	① 水道事業	資金不足比率(会計ごとに算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)
		② 簡易水道			
		③ 工業用水道			
		④ 軌道			
		④ 自動車運送			
		④ 鉄道			
		④ 船舶運航			
		⑤ 電気			
		⑥ ガス			
		⑦ 港湾整備			
		⑧ 病院			
		⑨ 市場			
		⑩ と畜場			
		⑪ 宅地造成			
⑫ 下水道					
⑬ 観光施設					
⑭ その他法適用事業					

算定様式一覧

算定様式 番号	算定様式名	記載要領 ページ
総括表①	健全化判断比率の状況	P. 6
総括表②	連結実質赤字比率等の状況	P. 6
総括表③	実質公債費比率の状況	P. 7
総括表④	将来負担比率の状況	P. 8
1①表	一般会計等に係る実質収支額	P. 9
1①表(純計)	一般会計等に係る実質収支額	P. 10
1②表	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額	P. 11
2①表	公営企業会計に係る資金不足額等	※P. 5
2②表	解消可能資金不足額	※P. 15
2③表	宅地造成事業に係る土地収入見込額等	※P. 19
3①表	実質公債費比率の状況(満期一括償還地方債関係)	P. 12
3②表	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	P. 14
3③A表	元利償還金及び特定財源の額	P. 19
3③B表	都市計画税充当可能額	P. 20
4①表	債務負担行為に基づく支出予定額	P. 21
4②③表	一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	※P. 22
4④表	組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額	P. 25
4⑤A～D表	退職手当支給予定額に係る負担見込額	P. 26
4⑥A表	地方道路公社の負債額	P. 30
4⑥B～D表	土地開発公社の負債額	P. 32
4⑥E表	地方独立行政法人の負債額	P. 39
4⑥F表	損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額	P. 40
4⑥G表	受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額	P. 43
4⑥H表	設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額	P. 47
4⑦表	組合の連結実質赤字額に係る負担見込額	P. 51
4⑧表	地方債の償還額等に充当可能な基金	P. 54
4⑨A～C表	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	P. 55
4⑩表	基準財政需要額算入見込額(都道府県・市町村)	P. 61

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領の該当ページです。

個別事項

総括表① 健全化判断比率の状況

- 1 本様式は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の状況を一覧で表示するものであり、基本的には他の算定様式の計算結果が自動表示されるものです。
- 2 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は、「－」と表示されます。
- 3 本様式中、「地方公共団体コード（6桁）」及び「標準財政規模（千円）」をそれぞれ記入してください。
 - ※ 「地方公共団体コード（6桁）」を入力すると、「都道府県名」と「市区町村名（都道府県の場合は「－」）」が自動表示されます。
 - ※ 「地方公共団体コード」は、半角英数で6ケタの数値を記入してください。また、数値の先頭に「'」等、不要な記号の入力は行わないでください。
 - ※ 標準財政規模は、決算統計における「標準財政規模」の額を記入してください。
(注) 決算統計の「標準財政規模」は「臨時財政対策債発行可能額」を含んだ数値となっており、算定様式にはその数値を転記してください。
 - ・「標準財政規模」…決算統計 [都道府県 01 表 01 行 04 列、市区町村 00 表 01 行 08 列]
 - ・「臨時財政対策債発行可能額」
…決算統計 [都道府県 01 表 01 行 05 列、市区町村 00 表 01 行 09 列]

総括表② 連結実質赤字比率等の状況

- 1 本様式は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表示するものであり、基本的には他の算定様式の計算結果が自動表示されるものです。
- 2 ただし、法適用企業・法非適用企業に係る「会計名」及び「資金不足・剰余額」については、「2①表 公営企業会計に係る資金不足額等」における「特別会計名」と「(8)資金不足額・剰余額」をそれぞれの会計ごとに転記してください。
- 3 実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率（％）」及び「連結実質赤字比率（％）」は「－」ではなく、実質黒字額（又は連結実質黒字額）の標準財政規模に対する比率が負の値で表示されます。
- 4 各会計の「実質収支額」又は「資金不足・剰余額」の右欄に、（分母比）として各会計における実質収支等の標準財政規模（分母）に対する割合が、自動表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況

※ 総括表③については、エクセルファイル「3表(実質公債費比率の状況).xls」を作成した上で、「健全化判断比率に関する算定様式(算定様式).xls」のシート「総括表③」中、薄黄色のセルに必要事項を転記してください。

- 1 本様式での実質公債費比率の求め方については、下記のとおりです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} \sim \text{⑦}) - (\text{⑧} \sim \text{⑪} \cdot \text{⑮})}{(\text{⑫} \sim \text{⑭}) - (\text{⑨} \sim \text{⑪} \cdot \text{⑮})}$$

- 2 本様式は、実質公債費比率の状況を一覧で表示するものであり、他の算定様式の計算結果等を本様式に転記して作成するものです。(転記誤りがないように注意してください。)

- 3 ①には3③A表「元利償還金(総括表③の①に転記する数値)」欄の数値を転記してください。

- 4 ②には3①表「エ」欄(減債基金積立不足額を考慮して算定した額)に計上した各年度の数値を転記してください。

- 5 ③には3①表「ウ」欄(満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額))に計上した各年度の数値を転記してください。

- 6 ④については、3②表「合計※」欄に計上した各事業年度の数値を転記してください。

- 7 ⑤については、一部事務組合、広域連合等の起こした地方債に対する補助金又は負担金の額を下記(1)～(3)に基づき計上してください。

- (1) 当該組合に公営企業会計がない場合

- ・ 組合の規約等により、負担金等の充当経費があらかじめ性質別に定まっているものについては、当該性質別に振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額を計上してください。
- ・ 特に負担金等の充当経費が性質別に定まっていない場合には、当該加入している組合の性質別決算額によりあん分し、各性質別経費に振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額を計上してください。

- (2) 当該組合に公営企業会計のみがある場合

当該組合内に公営企業会計ごとに3②表により「組合が起こした元利償還金に対する負担金等」の額を算定した上で、これが各地方公共団体の負担金の額の合計額となるように振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額を計上してください。

- (3) 当該組合において公営企業会計と公営企業以外の会計がある場合

各会計別に負担金の額を振り分けた上で、公営企業会計に係る分については上記(2)に、公営企業会計以外の会計については上記(1)により算定された負担金等の額を計上してください。

※ 一部事務組合の団体間で取扱いに差異が生じないようにご注意ください。

- 8 「⑥の内訳」の各欄については、債務負担行為が設定された年度にかかわらず当該年度支出分を記入してください。
- 9 ⑦については、当該年度に支出した一時借入金の利子(起債前借に該当するものを含む。)の合計額を計上するものとし、基金の繰替運用等に伴う利子は除いてください。
- 10 ⑧には3③A表「特定財源 計(総括表③の⑧に転記する数値)」欄の数値を転記してください。
- 11 ⑨については、事業費補正に算入された値を計上してください。
⑩については、災害復旧費等の公債費に算入された値を計上してください。
なお、これらは交付税算定台帳に記載されている値と合致します。
- 12 ⑪については、密度補正に算入された基礎数値に算入率を乗じた数値を計上してください。
ただし、④～⑦に係るものについては、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限り、計上してください。
- 13 特別区にあっては、⑨～⑪は空欄にし、算入公債費及び算入準公債費については、⑮に総務大臣から通知される額を計上してください。

総括表④ 将来負担比率の状況

- 1 本様式は、将来負担比率の状況を一覧で表示するものであり、基本的には、他の算定様式の計算結果が自動表示されます。
- 2 「公営企業債等繰入見込額」には、「4②③表 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」における「(10) 合計」を記入してください。
- 3 「基準財政需要額算入見込額」には、「4⑩表 基準財政需要額算入見込額」の以下の額を転記してください。
都道府県：「4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表」の「合計」の額
市町村：「4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表」の「合計」の額
※ 特別区にあっては、これらに相当する額(法第2条第4号ワ括弧書き)として別途、総務大臣が通知する額を転記してください。
- 4 「将来負担額」及び「充当可能財源等」の下欄に、(分母比)として各数値の「C-D」(分母)に対する割合が、自動表示されます。

1①表 一般会計等に係る実質収支額

- 1 本様式は、一般会計等に属する各会計の「実質収支額(11)」を算定するものです。会計の区分については、基本的事項の「会計区分」(1ページ)を参照してください。
- 2 「歳入総額(1)」及び「歳出総額(2)」には、地方自治法施行規則第16条の2の「実質収支に関する調書」に記載されている「1歳入総額」及び「2歳出総額」をそれぞれ転記してください。
- 3 「継続費逡次繰越額(5)」には、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について令和3年度に逡次繰越しを行った繰越額について計上してください。
- 4 「繰越明許費繰越額(6)」には、地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより、令和3年度に繰り越した額について計上してください。
- 5 「事故繰越繰越額(7)」には、地方自治法第220条第3項の規定により、令和2年度の歳出予算の経費のうち、令和元2年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を行うことができなかつたもので、令和3年度に繰り越した額について計上してください。
- 6 「事業繰越額(8)」には、令和2年度の歳出予算の経費のうち、諸般の事情から、令和2年度において支出負担行為をすることができず未執行となつたため、不用額とし、令和3年度において新たに歳出予算に計上し執行するものについて計上してください。
なお、令和3年3月31日までに支出負担行為はしたが、令和2年度内に支出を終わらなかつたものについて、地方自治法第220条第3項の事故繰越の手續きをとらず不用額とした場合も事業繰越額に含めて計上してください。
- 7 本様式では、上記6のほか、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金(以下「国の予算等貸付金債」という。)に係る特別会計において、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剰余が生じたときは、当該不用額は後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱ってください。
なお、国の予算等貸付金債のうちの災害援護資金貸付金については、その償還金のうち、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に被災者から償還を受けた分は、令和3年度に都道府県に償還するための財源として、事業繰越として取り扱ってください。
- 8 「支払繰延額(9)」には、令和3年3月31日までに債務が発生したが、その支払が令和2年度においてできなかつたため、令和3年度にその支払を繰り延べたものについて計上してください。
なお、具体的事例については、以下を参照してください。
 - ① 令和3年3月31日までの退職者に対する退職手当の未払分
 - ② 国直轄事業負担金のうち、令和3年3月31日までに納付すべきもので令和3年度予算により支払つたもの

③ 公共用地先行取得等事業債により取得した先行取得用地が直轄事業の用地として国から買い上げられた場合又は補助事業の対象となった場合に、当該対象部分に係る公共用地先行取得等事業債の繰上償還すべき額の未償還分

④ 形式的には債務負担行為であるが、実態的に支払繰延とみられるもの

9 「未収入特定財源(10)」には、継続費繰次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延を行った場合、当該繰越額又は繰延額のうち、令和2年度中に収入されず、令和3年度中において確実に収入が見込まれる特定財源のうち、交付決定のあった国庫支出金、交付決定のあった都道府県支出金（都道府県において繰越措置を行ったものに限る）、許可のあった地方債、受託事業収入（委託団体において繰越措置を行ったものに限る）並びに収入調定済の分担金及び負担金のほか、地方道路整備臨時交付金、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律又は旧産炭地域振興臨時措置法に基づく高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金の額を記入してください。

10 「地方債現在高(12)」には、令和2年度末における一般会計等に属する各会計に係る地方債の現在高を記入してください。

なお、本様式における地方債の現在高には、満期一括償還地方債に係る現在高を含めた実際の現在高を記入することとし、決算統計の取扱いとは異なる点に留意してください。

留意事項

自団体内の財産区に係る収支を自団体が設置する会計で経理している場合であっても、当該財産区等は自団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体ですので、その収支は、一般会計等の収支には含めないでください。

1①表（純計）一般会計等に係る実質収支額

本様式は、法第2条第1号の規定に基づき、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入総額及び歳出総額を基に実質赤字比率を算定するための様式です。

1①表の「歳入総額(1)」及び「歳出総額(2)」には「実質収支に関する調書」に記載されている歳入総額及び歳出総額を転記しますが、本様式には、純計後の歳入総額及び歳出総額を計上してください。

純計方法は基本的に決算統計の例（地方財政状況調査表作成要領の第二 普通会計入力要領_二 普通会計の算定方法_「純計の方法」参照）によりますが、一般会計等内の繰入れ・繰出しの調整については、決算統計における「(ア)印刷事業等特別会計」及び「(イ)用品等管理特別会計」に係る特別な純計方法（収支尻を一般会計等に加算・人件費又は積立金の一般会計等への振替え）を行わず、すべて「(ウ)その他の特別会計」と同じ方法（会計相互間の繰入れ及び繰出しの控除）で純計を行ってください。

(参考) 「実質赤字額」のイメージ

- 形式赤字である場合の実質赤字額（下図の灰色部分が実質赤字額）

歳出決算額	制度上の繰越			事業繰越	支払繰延
	通次繰越	明許繰越	事故繰越		
歳入決算額	未収入特定財源	繰上充用額		事業繰越・支払繰延のため繰り越すべき金額	
		未収入特定財源			

形式赤字

- 形式黒字である場合の実質赤字額（下図の灰色部分が水色部分を上回る額が実質赤字額）
→ 水色部分が灰色部分を上回る場合は、当該上回る額が実質黒字額。

形式黒字	歳出決算額	制度上の繰越			事業繰越	支払繰延
		通次繰越	明許繰越	事故繰越		
歳入決算額	未収入特定財源	制度上の繰越のため繰り越すべき金額		事業繰越・支払繰延のため繰り越すべき金額		
		未収入特定財源				

**1②表 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る
特別会計以外の特別会計に係る実質収支額**

- 本様式は、基本的事項「会計区分」のうち、2に属する各特別会計の「実質収支額(11)」を算定するものです。具体的な事業については、「会計区分」2の①～⑪を参照してください。
- 「事業区分」には、基本的事項「会計区分」2に掲げる①～⑪の区分に従い、各特別会計において主に経理される事業の番号（①～⑪）を記入してください。
- 「継続費通次繰越額(5)」から「未収入特定財源(10)」までの取扱いについては、1①表の例によってください。

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領 P. 5 を参照してください。

2②表 解消可能資金不足額

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領 P. 15 を参照してください。

2③表 宅地造成事業に係る土地収入見込額等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領 P. 19 を参照してください。

3①表 実質公債費比率の状況（満期一括償還地方債関係）

1 本様式は、実質公債費比率の算定に用いる「満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの」（地方財政法施行令第12条第1号）（年度割相当額）及び「満期一括償還地方債の償還に必要な資金の額と減債基金に満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額との差額を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額」（地方財政法施行令第11条第3号）を算定するものです。

なお、「満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの」（年度割相当額）は、各団体において実際に減債基金に積み立てる額にかかわらず、償還期間を30年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額をいいます。

2 本表のクリーム色の色塗り部分に必要事項を記入してください（クリーム色の色塗り部分以外は自動計算です）。

3 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、地方債に関する省令第2条に規定する次のア～エ以外のもの（満期一括償還地方債）について記入してください。

ア 平成6年度から平成8年度までに発行された減税補てん債のうち、全額借換えを前提として発行された地方債

イ 公共用地先行取得等事業債

ウ 阪神・淡路大震災復興基金への貸付を財源とするための地方債

エ 新潟県中越地震復興基金への貸付を財源とするための地方債 等

なお、全国型市場公募債のみならず、住民参加型市場公募債及び銀行等引受債についても合わせて記入してください。

- 4 一般会計等（基本的事項「会計区分」1参照）について記入してください。
- 5 銀行等引受債等からの借換分を含めてください。
- 6 <参考>には、自団体の満期一括償還方式の地方債に係る積立ルールを記入してください。
- 7 銘柄数が多く欄が足りない場合は、適宜行を加えて対応してください。
- 8 ③・⑨・⑱・[24]には、額面金額を下回る（上回る）価格で発行された銘柄についても、額面金額による発行額（額面総額）を記入してください。
- 9 算定対象年度の前年度以前に一部繰上償還を行った銘柄がある場合、当該銘柄については、発行額から当該一部繰上償還額を除いた額を③、⑨、⑱又は[24]に記入してください。なお、算定対象年度の前年度以前に全部繰上償還を行った銘柄は本様式に記入する必要がありません。
- 10 ⑦・⑨にはそれぞれの銘柄に係る直近の借換年度及びその際の借換債の発行額を記入してください。なお、算定対象年度の前年度末までに行った借換えのみを記入し、該当する借換えがない場合には空欄としてください。
- 11 1(2)には、当初定時償還方式で発行した地方債を満期一括償還方式で借り換えたものについて記入してください。
- 12 ⑯'には、30(年)から、満期一括償還方式での第1回目借換時までの経過年数を引いた数値を記入してください。
- 13 [22]・[24]には、それぞれの銘柄について、満期一括償還方式での1回目の借換えを行った後に更に借換えを行った場合のみ、それらの借換えのうち直近のものについて、その借換年度及びその際の借換債の発行額を記入してください。なお、算定対象年度の前年度末までに行った借換えのみを記入し、該当する借換えがない場合には空欄としてください。
- 14 2.には、算定対象年度に償還期限が満了した銘柄（＝算定対象年度に償還（借換えを含む。）を行うこととなっていた銘柄）に係る実質償還額等を記入してください。なお、「実質償還額」の欄（[31]・[33]の両欄）には、当該銘柄に係る元金償還額から、そのうち借換債を財源として償還を行った額（借換債が額面金額を下回る（上回る）価格で発行された場合には、償還にあてた調達額とする。）を控除した額を記入してください。
- 15 4.について、ト/ナの数値が1を超えるときは1として取扱います。

- 16 「テ」欄には、前年度末の減債基金残高のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の償還財源として積み立てた額に係るもののみを記入してください（地方債に関する省令第3条第1項）。したがって、定時償還の地方債や、公営企業会計に係る地方債等の償還の財源として積み立てた額がある場合は、当該額を除いて記入してください。
- 17 減債基金から年度を超えて一般会計又は特別会計に貸し付けられた額（「ニ」欄）がある場合、「テ」欄には、当該額を除いた残高を記入してください（地方債に関する省令第3条第2項）。
- 18 減債基金に積立ルールで定める額以上の額を積み立てている場合、「テ」欄には、当該額も含めた残高を記入してください。

**3②表 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の
財源に充てたと認められる繰入金**

- 1 本様式は、総括表③の「④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」に計上する額を算定するものです。対象となる会計は、各団体が自ら設置する会計のうち、一般会計等以外の会計、すなわち公営事業会計（基本的事項「会計区分」における2及び3）となります。総括表③の④欄には、3②表中「合計」の額を計上してください。
- ※ 本表は、各年度の繰出基準（令和2年度にあつては、令和2年4月1日付け総財公第77号総務副大臣通知。）及び東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰入金について（令和2年度にあつては、令和2年4月1日付け総財公第78号総務副大臣通知。）に従って計上してください。
- ※ 令和3年、令和2年又は令和元年3月31日までの決算がある公営事業会計が対象です。資金不足比率等に関する算定様式3②表（再掲）には、令和3年3月31日までの決算がある公営事業会計についてのみ、当該会計の準元利償還金の額を記入してください。
- ※ 一部事務組合の経営する公営企業分については、総括表③の⑤に計上してください。

<法適用事業>

- 2 黄色の色塗り部分に必要な事項を記入してください。黄色の色塗り部分以外は自動計算となっているので変更しないでください。
- 3 Xには、資本的収支における一般会計からの繰出金の決算額の総額を記入してください。なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべての額を含めてください。

4 B①には、Xのうち、次の①～⑥のいずれかに該当するものを記入してください。B①に計上した経費については、3②Cに記載してください。

なお、原則として下記の①～⑥のいずれかに該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限ります。

- ① 地方債を財源とするもの(一般会計等において地方債を発行して繰り出されているもの)
- ② 一般会計等から特別会計への貸付金、出資金(地方公営企業法第17条の2第1項及び第18条に基づくもの)
- ③ 繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているものその他当該年度の建設改良費に充てられたことが予算書等で明らかなもの
- ④ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
- ⑤ 東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費
- ⑥ 東日本大震災に係る地方公営企業関係の復興事業に要する経費

5 Gには、各年度の元金償還額を記入してください。

6 XからB①を控除した額とGを比較し、小さい方が準元利償還金算入額(4条分)(A①)として計上されます。(自動計算)

7 Yには、収益的収支における一般会計等からの繰出金の決算額の総額を記入してください。

なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべてを含めてください。

8 B②には、Yのうち次の①～⑦のいずれかに該当するものを記入してください。B②に計上した経費については、3②Dに記載してください。

なお、原則として下記の①～⑦に該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限ります。

- ① 地方債を財源とするもの(一般会計等において地方債を発行して繰り出されているもの)
- ② 一般会計等から特別会計への貸付金
- ③ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的資金に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費、バス事業及び病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
- ④ 下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額がA②に計上されている場合における当該元利償還金繰出金に計上された額を控除した額
- ⑤ 東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費
- ⑥ 東日本大震災に係る地方公営企業関係の復興事業に要する経費
- ⑦ 災害応急対策等に要する経費

- 9 A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額を記入してください。
- 10 Zには、各年度の繰出基準に基づき算定した元利償還金に対する繰出金の額（3②B表により算定された額）を記入してください。
- 11 Eには、収益的収支における総費用（営業費用、営業外費用及び特別損失の合計額）を記入してください。
- 12 Fには、減価償却費を記入してください。
- 13 Hには、利息を記入してください。また、Kには、指定管理者制度（利用料金制）を導入している場合に、指定管理者が納付する納付金の額（元利償還金又は減価償却費に充てることが協定書等において確認できるものに限る。）を記入してください。
- 14 B'には、B②のうち上記8の③・④・⑤・⑥・⑦に該当するものを計上してください。
- 15 YからB②及びA②を控除した額C①と、ZからA①及びA②を控除した額C②を比較し、次の額が準元利償還金算入額（3条分）（W）として計上されます。（自動計算）

- ① $C① < C②$ の場合 C①とA②の合計値
- ② $C① \geq C②$ の場合 C②とA②に加え、あん分対象繰出金（ $C① - C②$ ）について、Iに占める元利償還金（ $K \cdot Z$ を除く。）の割合であん分した額

- 16 A①とWの合計値を準元利償還金算入額としてください。

項 目	決算統計
X	23表02行29列
G	23表01行32列
Y	20表02行03列
E	20表02行12列
F	21表01行11列
H	21表01行08列

※ Xは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計23表02行29列の数字の他に該当するものがないか確認してください。

※ Yは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計 20 表 02 行 03 列の数字の他に該当するものがないか確認してください。

※ X、Yに該当する資本費繰入収益に関しては、各団体において整理した予算経理に従い記入して下さい。

資本的収入として取り扱う場合は

X：23 表 02 行 29 列 Y：20 表 02 行 03 列

収益的収入として取り扱う場合は

X：(23 表 02 行 29 列) - (20 表 01 行 23 列)

Y：(20 表 02 行 03 列) + (20 表 01 行 23 列)

※ 補助対象経費が公営企業会計の地方債の償還に要する経費であることが補助要綱等により明確であり、経理上、普通会計から特別会計へ繰り出される補助金がある場合には、当該経費をB①及びB②に加算し、当該経費をEから、当該経費のうち元金分をGから、利息分をHから控除してください。

※ 公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、繰上償還に係るものがある場合にあっては、繰上償還に充てる財源として、一般会計等から繰り出した額をXから控除し、当該会計における繰上償還額をGから控除してください。

※ 公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、借換債並びに地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）第 12 条第 2 号及び第 4 号に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合にあっては、当該地方債を財源として償還を行った額をGから控除してください。

※ 公営企業会計等における地方債の利子のうち、省令第 12 条 3 号及び附則第 8 条に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合にあっては、当該地方債を財源として償還した地方債の利子に相当する額をE及びHから控除してください。

<法非適用事業>

17 黄色の色塗り部分に必要事項を記入してください。黄色の色塗り部分以外は自動計算となっているので変更しないでください。

18 Xには、公営企業会計に対する一般会計等からの繰出金の決算額の総額を記入してください。なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべての額を含みます。

19 Bには、Xのうち、次の①～⑦いずれかに該当する額を記入してください。Bに計上した経費については、3②G表に記載してください。

なお、原則として①～⑦に該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限りま。

- ① 地方債を財源とするもの(一般会計等において地方債を発行して繰り出されているもの)
- ② 一般会計等から特別会計への貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているものその他当該年度の建設改良費に充てられたことが予算書等で明らかなもの
- ③ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的資金に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費、バス事業及び病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
- ④ 下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額がAに計上されている場合における当該元利償還金繰出金に計上された額を控除した額
- ⑤ 東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費
- ⑥ 東日本大震災に係る地方公営企業関係の復興事業に要する経費
- ⑦ 災害応急対策等に要する経費
- 20 Aには下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額を記入してください。
- 21 Yには、各年度の繰出基準に基づき算定した元利償還金に対する繰出金の額(3②F表により算定された額)を記入してください。
- 22 Eには、公営企業会計における支出総額を記入してください。
- 23 Fには、建設改良費を記入してください。
- 24 Gには、各年度の元利償還金を記入してください。また、Kには、指定管理者制度(利用料金制)を導入している場合に、指定管理者が納付する納付金の額(元利償還金又は減価償却費に充てることが協定書等において確認できるものに限る。)を記入してください。
- 25 B'には、Bのうち19③・z④・⑤・⑥・⑦に該当するものを計上してください。
- 26 XからA及びBを控除した額C①とYからAを控除した額C②を比較し、次の額が準元利償還金算入額(Z)として計上されます。(自動計算)
- ① $C① < C②$ の場合 C①とAの合計値
- ② $C① \geq C②$ の場合 C②とAに加え、あん分対象繰出金($C① - C②$)について、Hに占める元利償還金($K \cdot Y$ を除く。)の割合であん分した額

項 目	決算統計
X	26 表 02 行 51 列、52 列
	26 表 02 行 53 列、54 列
E	26 表 01 行 12 列
	26 表 01 行 33 列
F	26 表 01 行 34 列
G	26 表 01 行 49 列
	26 表 01 行 19 列

- ※ Xは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計等から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計 26 表 02 行 51 列、52 列、53 列及び 54 列の数字の他に該当するものがないか確認してください。
- ※ Fは、建設改良費に用途が特定される財源（地方債、国庫補助金、出資金及び貸付金等）により支出されるものに限るものであり、料金収入・寄付金等用途が特定されない財源により支出されたものは控除してください。
- ※ 補助対象経費が公営企業会計の地方債の償還に要する経費であることが補助要綱等により明確であり、経理上、普通会計から特別会計へ繰り出される補助金がある場合には、当該経費をBに加算し、E及びGから控除してください。
- ※ 公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、繰上償還に係るものがある場合にあっては、繰上償還に充てる財源として、一般会計等から繰り出した額をXから控除し、当該会計における繰上償還額をE及びGから控除してください。
- ※ 公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、借換債並びに地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）第 12 条第 2 号及び第 4 号に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合にあっては、当該地方債を財源として償還を行った額をE及びGから控除してください。
- ※ 公営企業会計等における地方債の利子のうち、省令第 12 条 3 号及び附則第 8 条に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合にあっては、当該地方債を財源として償還した地方債の利子に相当する額をE及びGから控除してください。

3③A表 元利償還金及び特定財源の額

- 1 本様式は、実質公債費比率の算定に用いる「政令で定める地方債に係る元利償還金の額」（地方財政法第 5 条の 3 第 4 項第 1 号）（ただし、「満期一括償還地方債の償還に必要な資金の額と減債基金に満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額との差額を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額」（地方財政法施行令第 11 条第 3 号）（→

- 3 ①表の「減債基金積立不足額を考慮して算定した額」は考慮しない。)及び「地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額」(地方財政法第5条の3第4項第1号)を算出するための様式です。
- 2 「①公債費(一般会計等に係るものに関し、減債基金への積立てに係るものを除く。)」には、一般会計等に係る各年度の公債費の決算額(借換債を財源として償還した額を含む額)のうち、減債基金への積立てに係る額を除いた額を計上してください。
- 3 「②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額」には、各年度において繰上償還を行った額と借換債を財源として償還を行った額(借換債が額面金額を下回る(上回る)価格で発行された場合には、償還にあてた調達額とする。)の合計額を計上してください。
なお、繰上償還額については、任意又は強制問わず繰上償還した額を計上してください。
- 4 「③満期一括償還地方債の元金に係る分」には、満期一括償還地方債の満期が到来した際の元金償還額(②で計上していない額に限る。)を計上してください。
- 5 「⑤特定財源」のうち「国や都道府県等からの利子補給」及び「貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金」には、各年度において歳入した額を計上してください。
- 6 「⑤特定財源」のうち「公営住宅使用料」には、各年度において歳入した公営住宅使用料のうち、決算統計における財源充当ルールを適用した場合に地方債の元利償還金に充当することができる公営住宅使用料の額を計上してください。
- 7 「⑤特定財源」のうち「都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税(3③B表B欄の数値)」には、3③B表により算出した各年度と同表B欄の数値が自動表示されます。
- 8 その他の特定財源については、「⑤特定財源その他の内訳」の「歳入年度」、「特定財源の名称」及び「特定財源の額」にそれぞれ記入してください。年度ごとの特定財源の合計額が、「⑤特定財源」のうち「その他」欄に自動表示されます。
なお、本様式の対象となる「特定財源」とは、当該特定財源の充当先となる地方債の元金償還金等との間に相当の因果関係を持ち、かつ、当該元金償還金等に充当することが制度的に予定されているものをいい、一般財源に対する、単なる「特定財源」ではないことに注意してください。

3③B表 都市計画税充当可能額

- 1 本様式は、実質公債費比率の算定に用いる「地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額」(地方財政法第5条の3第4項第1号)のうち、都市計画税の充当可能額を算出するための様式です。

- 2 本表のクリーム色の色塗り部分に必要な事項を記入してください（クリーム色の色塗り部分以外は自動計算）。
- 3 「①都市計画事業費（一般会計等分）」には、都市計画税を充てることのできる都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に係る費用で市町村が支出するもの（当該事業の実施のため借り入れた地方債の償還額を除く。）のうち一般会計等において負担する事業費の額を計上してください。この際、当該事業終了後の維持管理等の費用は含めない点に注意してください。また、下水道事業等公営企業会計等において実施する事業に対する繰出金は当該欄には含めないでください（都市計画事業費の範囲については、毎年度各市町村に対して行っている課税状況調査のうち「都市計画事業費に関する調」等を参照）。
- なお、「都市計画事業」とは、都市計画法第 59 条第 1 項から第 4 項までの規定により認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設（道路、公園、広場、河川等）の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいいます。
- 4 ②には公営企業会計における都市計画事業費に対する繰出し分を計上してください。具体的には、都市計画事業に係るものについて、3②A表等の繰出金総額から準元利償還金として計算された額を控除した額（ $X+Y-V$ ）を計上してください。なお、都市計画事業を行っている会計が2会計以上ある場合には、合算額を計上してください。
- 5 ③には、①の事業の実施のため借り入れた地方債の償還額（すでに終了した事業に係るものを含む。）を計上してください。公営企業会計において償還する公営企業債分は含めないでください。
- 6 ④には、3②A表等の準元利償還金として計算された額（ V 又は Z ）を計上してください。
- 7 ⑤には、④以外に都市計画税を充当している準元利償還金があれば計上してください。
- 8 ⑥には、①及び②に充当した特定財源を、⑦には、③、④及び⑤に充当した特定財源を計上してください。
- 9 ⑧ 都市計画税収入額については、各年度における都市計画税収入額を計上してください。

4①表 債務負担行為に基づく支出予定額

- 1 本様式には、算定時点において、地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法第 5 条各号に規定する経費で、以下の①から⑩までに該当するものについて、算定時点以降（令和3年度以降）の支出予定額（ただし、算定時点後に発生する利子負担額は含みません。）をそれぞれ計上してください。

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るもの
- ② 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第35号)附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成11年法律第76号)附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)又は独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)附則第3条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に係る経費の支出予定額
- ③ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条に規定する国営土地改良事業に対する負担金に係る経費の支出予定額
- ④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)附則第4条第1項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第2条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第3条第1項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)附則第2条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。)、独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)附則第2条第1項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)及び独立行政法人環境再生保全機構(独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)附則第4条第1項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成4年法律第39号)附則第2条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。)の行う事業に対する負担金に係る経費の支出予定額
- ⑤ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出予定額
- ⑥ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する経費の支出予定額
- ⑦ 社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出予定額
- ⑧ 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額

⑨ 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出予定額（⑧の支出予定額と重複する額を除く。）

⑩ ①～⑨に掲げる支出予定額に準ずるものとして当該地方公共団体において合理的に算定した額

⑩に該当する支出予定額として、公立大学法人が土地の取得等に要する資金に充てるために借り入れた長期借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出予定額、第三者に対する元利補給金（ただし、算定時点以後に発生する利子支払に係る補給金を除く。）に係る支出予定額などがあります。

※ 本様式の対象となる債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費）とは、契約等の相手方によって既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、その支出額が確定しているものに対して、地方公共団体が債務負担行為を設定することにより、当該履行が完了した年度にその対価を支払わずに、後年度にその支払が先送りされている場合の当該支出予定額をいいます。

したがって、契約発注した工事請負代金の支払が複数年度にわたるため債務負担行為を設定してその支払を行う場合であっても、当該支払は、工事期間中の各年度における相手方の履行に対して、その対価を支払っているに過ぎず、また、工事が完了するまで支払額が確定しないことから、このような支出については、本様式の対象とはならないものです。

また、債務負担行為に基づく支出予定額に利子支払分が含まれている場合は、算定時点以前（令和2年度）に発生している利子支払分を今後支払う場合はその額を含める一方、算定時点より後（令和3年度）に発生する利子支払分は含めないことに注意してください。

（参考）地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（抄）

第8条 法第二条第四号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額（当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除く。）のうち、当該地方公共団体の一般会計等（法第二条第一号に規定する一般会計等をいう。以下同じ。）において実質的に負担することが見込まれる額とする。

2 「区分」には、上記1の①～⑩の区分に従って、該当する番号を記入してください。

3 「事項(1)」、「期間(2)」及び「限度額(3)」の各欄には、債務負担行為として予算に定められている内容を記入してください。なお、年度ごとに限度額が定められている場合は、その総額を記入してください。

4 「支出予定額(4)」については、以下の留意事項を参照の上、各事項に係る支出予定額を計上してください。

※なお、「支出予定額(4)」が「限度額(3)」を上回ることはありません。

また、「支出予定額(4)」の右欄には、（構成比）として「将来負担額（合計）」に対する、各事項の「支出予定額(4)」の割合が自動表示されます。

留意事項

1 本様式において算定する「債務負担行為に基づく支出予定額」は、以下の支出額を対象としていないので、その額を除いて計上してください。

- ・ 令和2年度以前に既に支出を終えている額
- ・ 公営企業会計など一般会計等以外の会計が負担すべき支出予定額

(一般会計等以外の予算に係る債務負担行為であっても、一般会計等からの繰出しによって支払うことが見込まれるものについては、含めて計上してください。)

- ・ 算定時点以降(令和3年度以降)に発生する利子支払に係る支出予定額
- ・ 法第2条第4号チに規定する設立法人以外の者(たとえば第三セクターなど)が金融機関等からの貸付を受ける際に締結している損失補償契約に基づく支出予定額
(ただし、設立法人以外の者と締結している契約関係等(土地の買戻しや立替施工など)に基づいて発生する支出予定額については、本様式の対象となりますので、それらを含めて計上してください。)

2 区分⑥の土地の取得(買戻し)に要する経費の支出予定額は、「4⑥B表 土地開発公社の負債額」の「土地開発公社(当該団体が設立した法人に限る)の負債」「省令第8条第5号に規定する土地の取得価額(9)」の額と基本的に一致します。

(ただし、自団体の設立法人ではない土地開発公社に対して土地の取得を依頼し、その取得経費について債務負担行為を設定している場合は、一致しません。)

また、区分⑥に係る支出予定額には、「供用済土地」及び「未収金土地」の買戻しに要する経費も含まれますので、留意してください。

供用済土地・・・自団体に所有権が移転しておらず、かつ、土地購入代金を土地開発公社に支払っていないが、既に自団体において供用を開始している土地
未収金土地・・・自団体に所有権が移転しているが、自団体が土地購入代金の全部又は一部を支払っていない土地

3 区分⑧の損失補償・債務保証の履行に要する経費の支出予定額は、当該地方公共団体以外の者の債務について、損失補償又は保証をしていた場合において、当該損失補償又は保証に係る債務が履行されることとなり、当該地方公共団体が今後支払うこととなる額に関し債務負担行為を設定している額を記入してください。

4 区分⑨の引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額は、当該地方公共団体以外の者の債務について、当該地方公共団体が引き受けた債務の額であって、債務負担行為を設定している額を記入してください(例えば、公社等の直営化を行う際に、損失補償又は保証をしていない法人等の債務を地方公共団体が引き受けた場合などが該当します。)

※ ただし、損失補償又は保証に係る債務の履行の手段として債務を引き受けた場合は、当該引き受けた債務の履行に要する経費の額を、区分⑧の損失補償・債務保証の履行に要する経費の支出予定額に含めて記入し、この区分⑨には含めませんので注意してください。

※ 債務を引き受けることとは、債務の同一性を保ちながら契約によって債務を従前の債務者(旧債務者)から引受人へと移転させることをいいます。

<「区分⑧」及び「区分⑨」について>

※ 当該地方公共団体以外の者とは、法人のみならず自然人を含みます。

- ※ 損失補償・債務保証の履行に要する経費及び引き受けた債務の履行に要する経費であっても、一括払いで当該年度に支出したものは、将来負担額には算入されません。
- ※ この区分⑧及び区分⑨は、損失補償若しくは保証に係る債務又は債務引受を行う債務であって、既に履行される段階のもの（確定債務）を将来負担額に算入するものであり、4⑥F表において未だ履行されていない段階のもの（未確定債務）を将来負担額に算入することとは異なりますのでご注意ください。

4②③表 一般会計等以外の特別会計に係る

地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領P.22を参照してください。

4④表 組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

- ※ 組合には地方開発事業団を含みます。
 - ※ 記入にあたっては、組合の加入団体間で算定上の齟齬がないよう調整してください。
- 1 「組合の名称(1)」には、加入している組合のうち、算定時点において地方債現在高のある組合の名称を記入してください。
 - 2 「会計名(2)」には、(1)の組合に係る会計のうち、算定時点において地方債現在高がある会計の名称を記入してください（地方債現在高がない会計については記入の必要はありません）。
なお、「区分」には、7①・②の区分に従い、当該会計が該当する区分を記入してください。
 - 3 「会計ごとの地方債現在高(3)」には、会計ごとの算定時点における地方債現在高を記入してください。
 - 4 「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」及び「負担の考え方(5)」は、組合の規約や事業ごとの取決め等により、組合の地方債の償還に係る自団体の一般会計等の負担等見込額の算定の考え方が明らかな場合のみ記入してください。
 - 5 「負担の考え方(5)」には、「(3)のうち一般会計等負担等見込額(4)」の算定の考え方及び算出過程を具体的な数値を用いて、できる限り詳細に記入してください。
(記載量が多くなる場合は、別紙によってもかまいません。)

6 「過去3か年度における負担割合(6)」、「過去3か年度の負担割合の平均値(7)」及び「(3)のうち一般会計等負担等見込額(8)」には、組合の規約や事業ごとの取決め等により、組合の地方債の償還に係る自団体の一般会計等の負担等見込額の算定の考え方が明らかでない場合に記入してください。

7 「過去3か年度における負担割合(6)」には、会計ごとに次の①・②のいずれかの方法により平成30年度から令和2年度までの地方債の元利償還金に対する一般会計等からの負担金等の割合を年度ごとに算出して、それぞれ記入してください。

① 当該会計が公営企業会計以外の会計である場合

公営企業会計以外の会計ごとの地方債の元利償還金に対する一般会計等からの負担金等の割合の算出方法： A/B

A 組合の公営企業会計以外の会計ごとの地方債の元利償還金に対する一般会計等からの負担金等の額

※ 以下の要領により、一般会計等からの負担金等を性質別に振り分けた上で、公債費のうち元利償還金に対する負担金等の額を計上してください。

- ・ 組合の規約等により、負担金等の充当経費があらかじめ性質別に定まっているものは、当該性質別経費に振り分ける。
- ・ 特に負担金等の充当経費が性質別に定まっていない場合には、当該加入している組合の性質別決算額によりあん分し、各性質別経費に振り分ける。

B 組合の公営企業会計以外の会計ごとの地方債の元利償還金の額

② 当該会計が公営企業会計である場合

公営企業会計の地方債の元利償還金に対する一般会計等からの負担金等の割合の算出方法： $(A \times a) / B$

A 組合の公営企業会計ごとの地方債の元利償還金に対する全加入団体の負担金等の額（「3②表 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金」のうち、法適用事業である場合は、「3②A'表（一部事務組合共通分）」の「準元利償還金算入額V」、法非適用事業である場合は、「3②E'表（一部事務組合共通分）」の「準元利償還金算入額Z」）

a Aに対する自団体の一般会計等からの負担割合（同「3②A'表（一部事務組合共通分）」の「Vに対する当該団体の負担割合（あん分率）」又は同「3②E'表（一部事務組合共通分）」の「Zに対する当該団体の負担割合（あん分率）」）

B 組合の公営企業会計ごとの地方債の元利償還金の額

4⑤A～D表 退職手当支給予定額に係る負担見込額

総括表（4⑤A表）

(1) 「一般職に属する職員(1)」の「うち基本額」には、4⑤B表の「一般職（基本額）合計額」が、「うち調整額」には、4⑤C表の「一般職（調整額）合計額」の（その1）又は（その2）の額が自動表示されます。

- (2) 「特別職に属する職員(2)」には、4⑤D表の「特別職合計」が自動表示されます。
- (3) 「組合等積立額・積立不足額(3)」には、4⑤D表の「組合積立額・積立不足額(一般会計等負担分)(5)」が自動表示されます。
- (4) 「個別算定額又は個別加算額(4)」には、省令第11条(退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額)のただし書の規定により、算定様式(4⑤B表・4⑤C表)を使用せず、独自の方法により退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額を算定した場合に、当該得られた額(個別算定額)を入力してください。

※ 個別算定額は、総括表の「将来負担額(1)+(2)-(3)+(4)」に加算されます。

※ 上記の場合には、使用しなかった算定様式は空欄としてください。

また、算定様式を使用するものの、例えば、条例に複数の支給率が定められているため、4⑤B表が複数シート必要である場合において、4⑤B表を複製し、複製した様式で将来負担額を算定した上で、総括表に加算されるべき将来負担額(個別加算額)を入力すること等もできます。

(参考) 健全化法施行規則(退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額)

第11条 法第2条第4号ホに規定する負担見込額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額(中略)とする。ただし、退職手当の制度が特殊であることその他の事情により、これらの事情に応じた算定がより合理的かつ適正と認められる地方公共団体にあつては、当該算定によって得られた額とする。(以下略)

1 職員数(4⑤A表)

- (1) 退職手当支給予定額の対象となる職員は、算定時点(令和2年度末日)において別法人で給料を負担しているが退職手当は自団体で支給する予定の職員や休業中の職員を含み、算定時点で自団体が給料を負担しているが退職手当は別法人の負担となる予定の職員は除き、算定する年度の前年度(令和2年度)末日に退職した職員も除かれます。また、教育長は特別職に区分します。
- (2) 「①一般職・一般会計等対象職員数」には、退職手当を負担すべき一般職に属する職員のうち、一般会計等においてその退職手当を負担すべき職員数として、4⑤B表「2基本額」の「1①のうち勤続期間が6か月未満の職員数」と「本様式の対象となる1①の職員数」の合計値が自動表示されます。
- (3) 「②特別職・一般会計等対象職員数」には、退職手当を負担すべき特別職に属する職員のうち、一般会計等においてその退職手当を負担すべき職員数が、4⑤D表「4特別職」の記入内容を受けて、自動表示されます。
- (4) 「③一般職・公営事業に係る会計対象職員数」には、退職手当を負担すべき一般職に属する職員のうち、公営事業に係る会計においてその退職手当を負担すべき職員数として、表右下「③一般職・公営事業に係る会計対象職員数の内訳」の「⑤対象職員数」に記入された職員数の合計値が自動表示されます。
- (5) 「④特別職・公営事業に係る会計対象職員数」には、退職手当を負担すべき特別職に属する職員のうち、公営事業に係る会計においてその退職手当を負担すべき職員数を記入してください。
- (6) 「③一般職・公営事業に係る会計対象職員数の内訳」の「⑤対象職員数」には、表に掲げる事業ごとに、当該事業に区分される職員数を記入してください。

2 基本額(4⑤B表)

- (1) A nの行は、「1 職員数」①の職員について、算定時点における勤続年数別の職員数を記入してください。勤続年数の算定には休業期間・出向期間等を含み、年数計算にあたっては勤続期間が1年未満の者については5捨6入、1年以上の者については1年未満の月数を切り捨てて得られる勤続年数の区分に計上してください。
- (2) B nの行は、勤続年数毎に、算定時点における給料表（条例に規定）に定める各職員の給料月額（別法人へ出向中の職員にあつては、算定時点において給料を支給するとした場合の給料表上の給料月額）総額を記入してください。
- (3) C nの行は、退職手当に関する条例等（退職手当の支給業務を組合に処理させている場合は、当該組合の条例等）により算定される勤続年数別の自己都合退職に係る支給率を記入してください。※ 支給率は小数で記入してください。
- (4) 「1①のうち勤続期間が6か月未満の職員数」には、「1 職員数」①の職員で勤続期間が1年未満の者のうち、5捨6入の結果、本様式の対象とならなかった職員の数を記入してください。
※ この職員数と本様式の対象となる職員数の合計が、「1 職員数」の「①一般職・一般会計等対象職員数」の欄に自動表示されます。

3 調整額（4⑤C表）

- (1) 調整額（国家公務員退職手当法第2条の4の調整額に相当する退職手当）の支給規定を退職手当に関する条例（退職手当の支給業務を組合に処理させている場合は、当該組合の条例等）において定めている団体のみ記入してください。
- (2) 調整額の算定は、本様式中「調整額（その1）」か「調整額（その2）」のいずれか1つの方法を選択してください。従って、表右下「一般職（調整額）合計額」の（その1）と（その2）の両方に数値が記入されることはありません。
- (3) 調整額（その1）中、A nには、人事委員会規則等で定めている調整月額について、職員区分ごとにその額を記入してください。その際、最も調整月額が少額の区分（0円を除く）をn=「1」の列に記入し、調整月額の大きさに従って順に記入してください。
※ 調整月額の単位は、円単位で記入してください。
- (4) 調整額（その1）中、B nには、「1 職員数」①の職員のうち、算定時点における勤続期間が25年以上の職員数を、nの職員区分ごとに記入してください。
- (5) 調整額（その1）中、F nには、「1 職員数」①の職員のうち、算定時点における勤続期間が10年以上25年未満の職員数を、nの職員区分ごとに記入してください。
- (6) 調整額（その2）中、a には、前年度において自己都合により退職した者に対して支給した調整額の総額を記入してください。
- (7) 調整額（その2）中、b には、前年度における自己都合退職者のうち「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」（平成17年法律第115号）附則第3条に相当する経過措置規定により調整額を支給されなかった者に対して支給された退職手当の支給総額を記入してください。
- (8) 調整額（その2）中、c には、上記bの職員について前年度末日における条例に規定されている基本額の算定方法に基づいて算定される額の総額を記入してください。
※ この額は(7)及び(9)の額の内数ですので、(7)や(9)の額を超えることはありません。
- (9) 調整額（その2）中、B には、前年度において自己都合により退職した者について、条例に規定されている基本額の算定方法に基づいて算定される額の総額を記入してください。

4 特別職（4⑤D表）

- (1) 「特別職名」には、「1 職員数」②の職員について、個別にその職名を記入してください。※ 副知事が2人いる場合などは、別の行にそれぞれ記入してください。
- (2) 「退職手当支給予定額」には、同職員について、自己の都合により退職するものと仮定した場合に当該職員に対し支給すべき退職手当支給額を記入してください。

5 退職手当支給業務の処理組合（4⑤D表）

- (1) 退職手当の支給業務を組合等に処理させている団体のみ記入してください。
- (2) 「組合解散時の残余財産の構成団体間の配分方法（1）」には、当該組合等が算定時点において解散すると仮定した場合の残余財産の配分方法について、その内容を簡潔に記入してください。
- (3) 「(1)により算定した組合積立額・積立不足額（2）」には、「組合解散時の残余財産の構成団体間の配分方法（1）」により、組合等に対して納付しなければならない額がある場合には当該額を「積立不足額」として負の値で、組合等から給付を受けるべき額がある場合には当該額を「積立額」として正の値で記入してください。
- (4) 「組合対象職員数(3)」には、「1 職員数」「職員数(合計)①+②+③+④」のうち、当該組合の負担の対象となっている自団体の職員数を記入してください。
- (5) 「(3)のうち一般会計等がその退職手当を負担すべき職員数(4)」には、「自団体の組合対象職員数(3)」の職員のうち、一般会計等がその退職手当を負担すべき職員数を記入してください。

(参考) 組合積立額（積立不足額）の算定方法（例）

退職手当支給業務を組合に処理させている場合において、組合が解散すると仮定した場合における組合の残余財産について、構成団体間でその配分方法が取り決められていない場合に、以下の簡便な方法により「組合積立額（積立不足額）」を算定することもできます。

なお、この簡便法以外の算定方法（組合の構成団体間で調整したもの）によることもできます。いずれにしても、全ての構成団体において同一の算定方法を用いなければならないことに留意してください。

- (1) 「自団体から組合への負担金累積額 a」には、これまで自団体が組合に対し納付してきた負担金の算定時点における累積額を記入してください。
- (2) 「組合から自団体への給付金累積額 b」には、これまで組合から自団体が支給を受けた給付金の算定時点における累積額を記入してください。
- (3) 「自団体の累積負担・給付差額 c」には、a と b の差引額が自動表示されます。これが負の値となった場合は、仮に組合が解散する場合には、当該組合に対し納付する額があることを意味します。
- (4) 「全構成団体から組合への負担金累積額 A」には、組合に加入する全構成団体に係る負担金の累積額を記入してください。
- (5) 「組合から全構成団体への給付金累積額 B」には、組合に加入する全構成団体に係る給付金の累積額を記入してください。
- (6) 「全構成団体の累積負担・給付差額 C」には、A と B の差引額が自動表示されます。この額は、仮に組合が解散する場合に組合が必要とする精算額となります。

- (7) 「構成団体※から組合への負担金累積額A'」には、組合に加入する全構成団体のうち、累積負担・給付差額が負の値となる団体以外の構成団体（すなわち組合解散時に組合から負担金の還付を受ける団体）に係る負担金の累積額を記入してください。
- ※ A' はAの内数であるため、Aの額を上回ることはありません。
- (8) 「組合から構成団体※への給付金累積額B'」には、上記(7)の構成団体に係る給付金の累積額を記入してください。
- ※ B' はBの内数であるため、Bの額を上回ることはありません。
- (9) 「構成団体※の累積負担・給付差額C'」には、A' とB' の差引額が自動表示されます。この額は、(11)の「精算後積立金残高Y」をあん分する際の、あん分率の分母となるものです。
- (10) 「組合の積立金残高X」には、当該組合が退職手当の支給のために積み立てている積立金残高を記入してください。
- ※ 積立金残高が、(6)C（解散時に要する精算額）を下回することは通常ありません。万が一、下回る場合は原因を確認してください。
- (11) 「精算後積立金残高Y」は、XとCの差引額が自動表示されます。この額は、算定時点における積立金残高から解散時に要する精算額を控除した結果であり、この簡便法においてあん分の対象となる積立金残高となります。
- (12) 「組合積立額・積立不足額」には、この簡便法によって得られる自団体の積立額（積立不足額）が自動表示されます。
- ・ 累積負担・給付差額cが正の値である場合： $c + Y \times (c / C')$
 - ・ " が負の値である場合： c
- (13) この簡便法によって得られる「組合積立額・積立不足額」を、4⑤D表中段の「(1)により算定した組合積立額・積立不足額(2)」に転記し、一般会計等がその退職手当を負担すべき職員数によってあん分した、最終的な「組合積立額・積立不足額(一般会計等負担分)(5)」を算出してください。

4⑥A表 地方道路公社の負債額

- 1 道路整備特別措置法に係る業務
- (1) 算定時点において道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「道路特措法」という。）に基づき、国土交通大臣の許認可を受けて、一般国道等を新設又は改築し料金を徴収している公社の設立団体のみ記入してください（道路特措法第10条・第12条等）。
- (2) Aには、(1)の一般国道等ごとにその名称を記入してください。道路運送法に基づく一般有料道路事業及び有料駐車場事業、国等からの委託業務は除きます。
- (3) B①には、(2)の一般国道等ごとに、それらに係る借入金残高（道路の建設費用だけでなく、借入金償還等のための市中銀行等からの長期借入金を含む）を記入してください。
- ただし、指定都市高速道路に係る道路のうち、供用開始前（＝料金徴収開始前）の道路に係る借入金残高は除きます。
- (4) B②には、B①のうち設立団体からの借入金で令和2年度以降に返済するものを記入してください。当該借入金は、一般会計等からの借入金や地方自治法第241条第5項に規定する基金（定額運用基金のことをいい、省令第16条各号列記以外の部分に規定する地方債の

償還額等に充当可能な基金は含みません。)からの借入金に限られ、一般会計等以外の特別会計などからの借入金は含みませんので注意してください。

- (5) C①～C③には、直近の収支予算の明細（道路特措法第10条第2項第4号等）上の過去3か年度（平成30年度から令和2年度。以下同じ。）の計画上の収入額を記入してください。
- (6) D①～D③には、過去3か年度の収入実績額（地方公共団体から交付された補助金等の実績額は含みませんので注意してください。）を記入してください（ただし、災害等のやむを得ない事情により支出実績が著しく悪化した年度があるときは、当該年度の数値を除いて算出することができます。その際は、その理由をD④に記入してください）。
- (7) Fは、(5)の収支予算の明細上の令和3年度以降料金徴収終了時までの収入予定額の合計額を記入してください。
- (8) H①～H③には、直近の収支予算の明細上の過去3か年度の計画上の支出額を記入してください。
- (9) I①～I③には、過去3か年度の支出実績額を記入してください（ただし、災害等のやむを得ない事情により支出実績が著しく増大した年度があるときは、当該年度の数値を除いて算出することができます。その際は、その理由をI④に記入してください）。
- (10) Kは、(5)の収支予算の明細上の令和3年度以降料金徴収終了時までの支出予定額の合計額を記入してください。
- (11) 「将来支出見込額（補正值）」Lが「将来収入見込額（補正值）」Gを上回る場合は、「将来収支見込額」Mが負の値となります。

2 1以外の業務

- (1) 1以外の業務（道路運送法に基づく一般有料道路事業及び有料駐車場事業、国等からの委託業務等）を算定時点において実施している公社の設立団体のみ記入してください。
- (2) Nは、(1)の業務ごとにその名称を記入してください。
- (3) O①～O③は、収入支出決算等を参照し、過去3か年度の収入実績額を記入してください（ただし、災害等のやむを得ない事情により収入実績が著しく悪化した年度があるときは、当該年度の数値を除いて算出することができます。その際は、その理由をO④に記入してください）。
- (4) P①～P③には、収入支出決算等を参照し、過去3か年度の支出実績額を記入してください（ただし、災害等のやむを得ない事情により支出実績が著しく増大した年度があるときは、当該年度の数値を除いて算出することができます。その際は、その理由をP④に記入してください）。
- (5) Qには、合理的に見込まれる事業の継続年数（業務実施見込期間）を記入してください。
- (6) Rには、(5)の業務実施見込期間の考え方・見積もり方法を簡潔に記入してください。
（例）事業許可期間、税法上の耐用年数、公社の存続年数等

3 地方道路公社に係る将来負担額算定

- (1) Uには、2の事業（道路特措法に基づく有料道路事業以外の業務）に係る借入金残高を記入してください。
- (2) Vには、損失補償又は保証をしていた当該地方道路公社の債務が、その損失補償又は保証の履行後においても当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該損失補償又は保証に係る債務の履行

に要する経費の支出予定額を記入します。損失補償又は保証をしていた当該地方道路公社の債務が、貸借対照表上に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください（これは、損失補償若しくは保証又は債務引受の履行後、当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に、損失補償又は保証をしていた当該地方道路公社の債務が計上される場合と計上されない場合があるためです。）。

- (3) Wには、債務引受を行った当該地方道路公社の債務が、その債務引受の履行後においても当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額を記入します。債務引受を行った当該地方道路公社の債務が、貸借対照表上に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください（これは、債務引受の履行後、当該地方道路公社の貸借対照表上の負債に、債務引受を行った当該地方道路公社の債務が計上される場合と計上されない場合があるためです。）。
- (4) Zには、道路整備特別措置法施行令第7条第7号に規定する損失補てん引当金に相当する額のうち、借入金の償還に充てることができる額を記入してください（B/S上の損失補てん引当金の額ではなく、借入金の償還に充てることができる現金・預金等の額です。）。
- (5) ZBには、道路公社を単独で設立している場合は、ZAの値が再掲され、共同で設立している場合は、下記の4の結果を反映した将来負担額が表示されます。

4 共同設立法人の将来負担額あん分

- (1) 2以上の都道府県又は2以上の都道府県及びそれらの区域内の市が共同して設立した道路公社の設立団体のみ記入してください。
- (2) AAには、(1)に係る設立団体の地方公共団体名を記入してください。
※自団体を最初に記入してください。
- (3) ABには、公社への各設立団体の出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合を記入してください。
- (4) ACは、(3)の結果あん分された各設立団体の将来負担額を記入してください。

(参考) B/S上の負債額

- (1) 「B/S上の負債額」には、公社の貸借対照表上の負債額を記入してください。
- (2) 「B/S上の道路事業損失補てん引当金額」には、貸借対照表上の道路事業損失補てん引当金の額を記入してください。
- (3) 「道路事業損失補てん引当金からの借入金残高」は、公社において道路事業損失補てん引当金から、すでに借入金の償還等に充てた額（実際に現金・預金等として保有していない額）を記入してください。

※ 「B/S上の道路事業損失補てん引当金額」－「道路事業損失補てん引当金からの借入金残高」＝「道路事業損失補てん引当金残高（Z）」となります。

4⑥B～D表 土地開発公社の負債額

- 1 本様式は、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、「当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債」（省令第12条第2号）又は「土地開発公社の債務につ

いて損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務」(省令第14条第1号)の額を算定するものです。

(1) 設立団体として負担することが見込まれる額(省令第12条第2号)

→ 土地開発公社の負債から、当該土地開発公社が所有する土地の取得価額等を控除したものを、将来負担額とするもの。

(2) 設立団体以外の地方公共団体として負担することが見込まれる額(省令第14条第1号)

→ 損失補償又は保証に係る債務から、当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証を行っている当該土地の取得価額等を控除したものを、将来負担額とするもの。

2 土地開発公社を設立した地方公共団体にあつては、(4⑥B表)「土地開発公社の負債」、(4⑥C表)「土地開発公社の負債の内訳」に数値を記入してください。

3 土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体にあつては、(4⑥D表)「土地開発公社(当該団体が設立した法人以外に限る)に損失補償又は保証をしている場合の債務」に数値を記入してください。

土地開発公社を設立した地方公共団体(4⑥B表)

土地開発公社の負債の内訳(4⑥C表)

1 4⑥B表「負債の額(1)」には、土地開発公社経理基準要綱に基づき作成された貸借対照表(以下「貸借対照表」といいます。)上の負債の額を記入して下さい。

2 4⑥B表「設立団体からの借入金(2)」には、土地開発公社を設立した地方公共団体(以下「設立団体」といいます。)からの借入金のうち令和3年度以降に返済するもの(複数ある場合はその合計額)を計上しますが、「設立団体からの借入金((b)の控除前)(a)」から「省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金(b)」を除いた額が自動表示されます。

3 4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳①)「(a)設立団体からの借入金((b)の控除前)の内訳」には、長期借入金ごとに、借入開始期日、最終償還期日、算定時点での借入金残高を記入して下さい。当該設立団体からの借入金は、一般会計等からの借入金や地方自治法第241条第5項に規定する基金(定額運用基金のことをいい、省令第16条各号列記以外の部分に規定する地方債の償還額等に充当可能な基金は含みません。)からの借入金に限って記入してください(一般会計等以外の特別会計などからの借入金は含みませんので注意してください。)。この4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳①)「(a)設立団体からの借入金((b)の控除前)の内訳」の借入金残高の合計額が4⑥B表「設立団体からの借入金((b)の控除前)(a)」に自動表示されます。

4 4⑥B表「省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金(b)」には、4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳①)「(b)省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金の内訳」の貸付金の償還金の合計額が自動表示されます。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳①）「(b)省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金の内訳」には、用地又は事業ごとに、1号土地を取得するために設立団体の一般会計等又は地方自治法第241条第5項に規定する基金が土地開発公社に貸し付けた貸付金のうち、令和3年度以降に償還が見込まれる額を記入します。これは、設立団体からの借入金のうち、1号土地の取得のために借り入れたと認められるものについて、省令第12条第2号に規定する土地開発公社の負債の額から控除するのではなく、省令第17条に規定する地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の一つの項目として、将来負担額から控除することとするため設けられたものです（4⑥C表（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③）の総括表（特定の歳入見込額）の「5 土地開発公社に対する貸付金の償還金」を参照。）。この省令第17条第5号に規定する「土地開発公社への貸付金のうち第8条第5号に規定する土地の取得のために貸し付けたと認められるものの償還が見込まれる額」とは、公共用地先行取得資金貸付契約書に記載されている、設立団体から1号土地の取得のために土地開発公社に対して貸し付けた額など、確実に1号土地の取得のために貸し付けたと客観的に証明できるものに限ります。

5 4⑥B表「設立団体損失補償等履行債務(3)」には、損失補償又は保証をしていた当該土地開発公社の債務が、その損失補償又は保証の履行後においても当該土地開発公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額を記入します。損失補償又は保証をしていた当該土地開発公社の債務が、貸借対照表上に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください（前述の「4⑥A表 地方道路公社の負債額 3(2)」と同旨）。

6 4⑥B表「設立団体債務引受履行債務(4)」には、債務引受を行った当該土地開発公社の債務が、その債務引受の履行後においても当該土地開発公社の貸借対照表上の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額を記入します。債務引受を行った当該土地開発公社の債務が、貸借対照表上に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください（前述の「4⑥A表 地方道路公社の負債額 3(3)」と同旨）。

7 4⑥B表「設立団体以外損失補償等債務(5)」には、4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳①）「(5)設立団体以外損失補償等債務の内訳」の設立団体以外の地方公共団体が負担している損失補償又は保証に係る債務の額の合計額が自動表示されます。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳①）「(5)設立団体以外損失補償等債務の内訳」には、当該土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合に、用地又は事業ごとに、損失補償又は保証をしている設立団体以外のすべての地方公共団体名、当該損失補償又は保証に係る債務の額（設立団体以外のすべての地方公共団体の合計額）、設立団体以外の地方公共団体（設立団体以外のすべての地方公共団体の合計）に係るあん分割合を記入してください。これは、土地開発公社が所有する土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証を行っている場合に、設立団体として負担することが見込まれる負債の額と、設立団体以外の地方公共団体として負担することが見込まれる債務の額とを区分するために設けられた算定項目です。

8 「現金及び預金(7)」には、貸借対照表上、流動資産__現金及び預金に計上されている額を記入して下さい。

9 「事業未収金(8)」には、貸借対照表上、流動資産__事業未収金に計上されているものから、設立団体による買取りに係る事業未収金の額を除いた額(複数ある場合はその合計額)を記入して下さい。

4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳②)「(8)事業未収金の内訳」には、事業未収金ごとに、債務者及び未収金額を記入してください。

10 「省令第8条第5号に規定する土地の取得価額(9)」には、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)第17条第1項第1号に規定する土地(その土地の買い戻しについて、自団体において債務負担行為を設定しているものに限り)の取得に要する経費の支出予定額(複数ある場合はその合計額)を記入してください。

4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳②)「(9)省令第8条第5号に規定する土地の内訳」には、債務負担行為の事項ごとに、取得する土地の内訳を記入して下さい。

※ 「取得価額」とは、用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用を含む貸借対照表上の価額をいいます。

11 「市街地再開発事業等用地の取得価額又は時価評価額(10)」には、公拡法第17条第1項第1号ニに規定する土地で、設立団体が買い取る土地(上記10の土地)以外のものの取得価額又は当該土地の時価評価額のいずれか少ない額(複数ある場合はその合計額)を記入してください。なお、時価評価については、省令第4条第2項各号に掲げるいずれかの方法(ただし、第1号の方法は除きます。)により評価を行った価額とします。

4⑥C表(土地開発公社の負債の内訳②)「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」には、当該用地又は事業ごとに、取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入して下さい。時価の評価方法は次の凡例により記入して下さい。

- ・ 不動産鑑定士による鑑定評価(省令第4条第2項第2号) : 鑑定評価
- ・ 不動産鑑定士による鑑定評価を調整(省令第4条第2項第3号) : 鑑定調整
- ・ 公示地価を調整(省令第4条第2項第4号) : 公示地価
- ・ 基準地価を調整(省令第4条第2項第5号) : 基準地価
- ・ 固定資産税評価額を調整(省令第4条第2項第6号) : 固定資産
- ・ 相続税路線価を調整(省令第4条第2項第7号) : 相続路線

※ ただし、当該市街地再開発事業等用地で、設立団体が買い取る土地(上記10の土地)以外のものの取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のとおり記入してください。

- ・ 当該市街地再開発事業等用地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証の全額を設立団体以外の地方公共団体が払い、設立団体は損失補償又は保証を行っていない場合

→ 「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」には、当該市街地再開発事業等用地について記入しない(「(用地/事業名)」欄、「取得価額」欄及び「時価評価額」欄のいずれも記入しない。)

- ・ 当該市街地再開発事業等用地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証を、設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて行っている場合

→ 「(10)市街地再開発事業等用地の内訳」には、当該市街地再開発事業等用地について記入する（ただし、「取得価額」欄及び「時価評価額」欄には、それぞれ当該市街地再開発事業等用地の取得価額及び時価評価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額を記入する。）。

12 「国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の取得価額(11)」には、土地開発公社が保有する公拡法第17条第1項第1号に規定する土地のうち、「省令第8条第5号に規定する土地の取得価額(9)」及び「市街地再開発事業等用地の取得価額又は時価評価額(10)」に該当しない土地であり、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買取ることが確実に見込まれる土地の取得価額（複数ある場合はその合計額）を記入して下さい。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の内訳」には、当該用地又は事業ごとに、当該土地を買取る主体及び取得価額を記入して下さい。

※ ただし、当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のとおり記入してください。

- ・ 当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証の全額を設立団体以外の地方公共団体が払い、設立団体は損失補償又は保証を行っていない場合

→ 「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の内訳」には、当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地について記入しない（「(用地/事業名)」欄、「買取主体」欄及び「取得価額」欄のいずれも記入しない。）。

- ・ 当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証を、設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて行っている場合

→ 「(11)国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の内訳」には、当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地について記入する（ただし、「取得価額」欄には、当該国等が買取ることが確実に見込まれる1号土地の取得価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額を記入する。）。

13 「2号土地の取得価額又は時価評価額(12)」には、公拡法第17条第1項第2号に規定する土地（ただし、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除きます。）の取得価額又は、次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）を記入して下さい。評価方法は上記11に掲げる凡例により記入して下さい。

※ 土地開発公社の設立団体が公拡法第17条第1項第1号の土地として買い取りを依頼し、その後、買い取らない扱いとした土地（いわゆる「特定土地」）は、「2号土地の取得価額又は時価評価額(12)」には含めないでください。

① 販売の用に供することができる土地

「当該土地の販売見込額（省令第4条第2項各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により評価を行った価額）」－「販売経費等見込額」

② 販売の用に供することができない土地

次の(i)又は(ii)により算定した額

(i)「当該土地の完成後の販売見込額（販売予定価格又は省令第4条第2項各号に掲げる方法（ただし、同項第1号の方法を除く。）により評価を行った価額）」－「造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額）」

(ii)「当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額」

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳②）「(12)2号土地の内訳」には、4⑥B表「2号土地の取得価額又は時価評価額(12)」に計上された土地を、その用地又は事業ごとに、取得価額、時価評価額及びその評価基準並びに取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入して下さい。

なお、省令第4条第2項第1号により時価評価を行った場合には、その評価基準として「販売見込」と記入して下さい。

※ ただし、当該2号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体がある場合には、次のとおり記入してください。

・ 当該2号土地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証の全額を設立団体以外の地方公共団体が払い、設立団体は損失補償又は保証を行っていない場合
→ 「(12)2号土地の内訳」には、当該2号土地について記入しない（「(用地/事業名)」欄、「取得価額」欄及び「時価評価額」欄のいずれも記入しない。）。

・ 当該2号土地の取得のために借り入れた借入金についての損失補償又は保証を、設立団体及び設立団体以外の地方公共団体があん分割合を定めて行っている場合
→ 「(12)2号土地の内訳」には、当該2号土地について記入する（ただし、「取得価額」欄及び「時価評価額」欄には、それぞれ当該2号土地の取得価額及び時価評価額に設立団体のあん分割合を乗じて得た額を記入する。）。

14 「投資その他の資産(13)」には、貸借対照表上、賃貸事業の用に供する土地以外の投資その他の資産に計上される額（複数ある場合はその合計額）を記入して下さい。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳③）「(13)投資その他の資産の内訳」には、その内訳を記入して下さい。

15 「賃貸事業用地の取得価額又は時価評価額(14)」には、土地開発公社が賃貸事業の用に供する土地（公拵法第17条第1項第1号の土地を除きます。）を保有する場合、その取得価額又は当該土地の時価評価額のうちいずれか少ない額（複数ある場合はその合計額）を記入して下さい。なお、時価評価については、省令第4条第2項各号に掲げるいずれかの方法（ただし、第1号の方法は除きます。）により評価を行った価額とします。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳③）「(14)賃貸事業用地の内訳」には、当該用地又は事業ごとに、取得価額、時価評価額及びその評価基準並びに取得価額又は時価評価額のうちいずれか少ない額を記入下さい。評価方法は上記6に掲げる凡例により記入して下さい。

16 「あん分割合(17)」には、複数の地方公共団体により土地開発公社を設立した場合における自団体についての将来負担額のあん分割合を記入して下さい。

4⑥C表（土地開発公社の負債の内訳③）「(17)あん分割合」には、自団体のあん分割合及び他の設立団体のあん分割合を、合計が100%となるように記入して下さい。

土地開発公社の債務について保証をしている設立団体以外の地方公共団体（4⑥D表）

- 1 4⑥D表は、設立団体以外の地方公共団体が土地開発公社の所有する土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証を行っている当該土地に着目して、当該損失補償又は保証に係る債務について将来負担額を算定するものです。「(1)1号土地の内訳」及び「(2)2号土地の内訳」には、当該土地ごとに損失補償又は保証に係る債務の額、取得価額、時価評価額及びあん分割合を記入することとし、「土地開発公社名」には当該土地を所有する土地開発公社名を、「用地名/事業名」には当該土地の名前又は事業名を記入してください。
- 2 「(1)1号土地の内訳」における「当該土地に係る将来負担額(8)」合計額が「1号土地に係る将来負担額(1)」に、「(2)2号土地の内訳」における「当該土地に係る将来負担額(15)」合計額が「2号土地に係る将来負担額(2)」に自動表示されます。
- 3 「損失補償又は保証に係る債務の額(4)」には、土地開発公社が保有する公拡法第17条第1項第1号に規定する土地を取得するために借り入れた借入金について、設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証を行っている場合の当該損失補償又は保証に係る債務の額（複数の地方公共団体が損失補償又は保証を行っている場合はその合計額）を記入して下さい。
- 4 「取得価額(5)」には、公拡法第17条第1項第1号に規定する土地のうち、当該土地の取得のために借り入れた借入金について設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証をしている土地であって、地方公共団体が買取る土地（ただし、その買い戻しにつき債務負担行為を設定していて、その支出予定額が、4①表に計上されている土地（省令第8条5号関係）は除きます。）の取得価額を記入して下さい。
- 5 当該1号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、「当該地方公共団体におけるあん分の割合(7)」に、損失補償若しくは保証又は協議の上定めた割合によりあん分した自団体の割合を記入してください（単位は%です。自団体のみが損失補償又は保証を行っている場合には、「100」と記入してください。）。
- 6 「損失補償又は保証に係る債務の額(9)」には、公拡法第17条第1項第2号に規定する土地を取得するために借り入れた借入金について、設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証をしている場合の当該損失補償又は保証に係る債務の額を記入して下さい。
- 7 「取得価額(10)」には、公拡法第17条第1項第2号に規定する土地（ただし、道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除きます。）

を取得するために借り入れた借入金について、設立団体以外の地方公共団体として損失補償又は保証をしている土地の取得価額を、「時価評価額(11)」には、次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額を記入して下さい。評価方法は上記「土地開発公社を設立した地方公共団体（4⑥B表 11）」に掲げる凡例により記入して下さい。

※ 土地開発公社の設立団体が公拓法第 17 条第 1 項第 1 号の土地として買い取りを依頼し、その後、買い取らない扱いとした土地（いわゆる「特定土地」）は、「取得価額（10）」及び「時価評価額(11)」には含めないでください。

① 販売の用に供することができる土地

「当該土地の販売見込額（省令第 4 条第 2 項各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により評価を行った価額）」－「販売経費等見込額」

② 販売の用に供することができない土地

次の(i)又は(ii)により算定した額

(i)「当該土地の完成後の販売見込額（販売予定価格又は省令第 4 条第 2 項各号に掲げる方法（ただし、同項第 1 号の方法を除く。）により評価を行った価額）」－「造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額）」

(ii)「当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額」

なお、省令第 4 条第 2 項第 1 号により時価評価を行った場合には、その評価基準として「販売見込」と記入して下さい。

8 当該 2 号土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、「当該地方公共団体におけるあん分の割合(14)」に、損失補償若しくは保証又は協議の上定めた割合によりあん分した自団体の割合を記入してください（単位は%です。自団体のみが損失補償又は保証を行っている場合には、「100」と記入してください。）。

4⑥E表 地方独立行政法人の負債額

1 「地方独立行政法人名(1)」には、設立した地方独立行政法人の名称を記入してください。

2 「繰越欠損金額(2)」には、各地方独立行政法人の貸借対照表上の繰越欠損金の額を記入してください。算定時点において当該地方独立行政法人に繰越欠損金がない場合は、0 としてください。

3 「あん分割合(3)」には、複数の地方公共団体により地方独立行政法人を設立した場合における自団体についての将来負担額のあん分割合を記入します。「あん分割合の内訳」に、対象となる地方独立行政法人の項番ごとに、自団体のあん分割合及び他の設立団体のあん分割合を、合計が 100%となるように記入して下さい。

4⑥F表 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額

※ 4⑥F表については、エクセルファイル「4⑥F表.xls」を作成した上で、「健全化判断比率に関する算定様式(算定様式).xls」のシート「4⑥F表」中、薄黄色セルに必要な事項を転記してください。

1 算定様式の種類

記入が必要な表は「4⑥F表ーア」と「4⑥F表ーイ」の2種類になります。

- (1) 各地方公共団体ごとに「4⑥F表ーア」及び「4⑥F表ーイ」を作成してください（別ファイルでそれぞれ作成してください）。
- (2) 「4⑥F表ーイ」については、1法人につき1シート作成してください。

※ 1法人について、複数の地方公共団体が損失補償を付している場合にあっては、関係地方公共団体ごとに整理の上、それぞれの地方公共団体において作成してください。

2 記入必要箇所

記入が必要な箇所は白抜きになっています。水色で網掛けされている箇所は記入不要です

（書式、関数が設定されていますので上書きを行わないでください）。

※ 行及び列の追加・削除等様式の追加調製は厳に謹んでください。

3 記入単位 …全て半角で記入してください。

- (1) 記入する金額単位は全て千円単位となります（千円未満は四捨五入）。
- (2) 算入率、損失補償実行率は%表示で小数点第1位未満を四捨五入（整数表示で小数点第3位未満を四捨五入）して記入してください。
- (3) 平均残存年数は小数点第2位未満を四捨五入して記入してください。なお、平均残存年数は、加重平均により求めた数とし、1年未満については12ヶ月で除し、小数点第2位未満を四捨五入してください。

4 「4⑥F表ーア」の記入要領

(1) 欄外

都道府県名・市区町村名・地方公共団体コード（半角6桁）を記入してください。

(2) 標準評価方式

全てのセルについて、個票とのリンクより自動計算になっていることから記入不要です。ただし、個票の内容が適切に反映されていることを必ず確認してください。

※ 損失補償付債務（A）の額については、別途依頼予定の「令和2年度第三セクター等の状況に関する調査」（以下「三セク調査」という。）においても調査する予定ですが、それぞれの調査において算定時期の定義が異なることから、（A）の額が調査ごとに異なる場合が想定されます。その場合は、「三セク調査」において、その記載要領に従い、異なる理由を回答してください。

(3) 個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

法人名、損失補償債務等負担見込額を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 当該法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額及び当該法人の損失補償付債務の額については、その算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

② 経営計画個別評価方式

法人名、損失補償債務等負担見込額を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 損失補償債務等負担見込額の算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

③ 損失補償付債務償還費補助評価方式

法人名、損失補償債務等負担見込額を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 損失補償債務等負担見込額の算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

(4) 公的信用保証に係る損失補償

公的保証機関名、損失補償付債務残高、平均残存年数、損失補償実行率を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

(5) 制度融資等に係る損失補償

制度融資名、損失補償付債務残高、平均残存年数、損失補償実行率を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

(6) その他の形態の損失補償・債務保証

法人名等、損失補償債務等負担見込額を記入し、法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 損失補償債務等負担見込額（過去の実績に基づき合理的と考えられる手法で算定した額）の算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

5 「4⑥F表ーイ」の記入要領

(1) 直接記入箇所（金額以外）

① 地方公共団体コード…6桁で記入してください（半角で記入してください）。

② 地方公共団体名…市区町村の場合は都道府県名から記入してください。

③ 損失補償を付している法人名…「(株)、株式会社、(有)、有限会社」等の記入は不要です。名称のみ全角で記入してください。

④ 損失補償を付している地方公共団体数…当該地方公共団体を含め総数を記入してください。

⑤ 適格格付会社の依頼格付…該当がある場合は全角で格付を記入してください。

⑥ 適格格付会社以外の依頼格付…該当がある場合は全角で格付けを記入してください。

(2) 選択コード記入箇所

「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

法人形態、法人区分、運用会計基準、財務諸表の確認状況、販売用土地の評価、未売出土地の評価、減損会計等の適用状況、会計年度（決算期）、財務諸表の作成状況、法人の設立状況、法的整理等の状況、損失補償付債務の元利償還金に対する財政的支援、元利金支払い状況、依頼格付の取得有無、財政的支援の状況、格付会社

※ 法人形態、適用会計基準、財務諸表の確認状況、販売用土地の評価、未売出土地の評価、会計年度については、備考欄への記入が必要な場合はその内容を記入してください。

(3) 直接記入箇所（金額）…該当が無い場合はゼロを記入してください。

① 損失補償に係る債務残高（損失補償付債務）

地方公共団体が損失補償を付している債務残高を記入してください（未払利息、延滞利息、遅延損害金が損失補償の対象となっており、その残高がある場合はそれも含めてください）。 ※ 他の地方公共団体分も含めてください。

② 当該地方公共団体の損失補償に係る債務残高

調査表提出地方公共団体が損失補償を付している債務残高を記入してください（未払利息、延滞利息、遅延損害金が損失補償の対象となっており、その残高がある場合はそれも含めてください）。

③ 信用補完実行見込額

損失補償以外の信用補完措置（損失補償と重複している）がある場合は金額を記入の上、その具体的内容（内容、金額の算出方法、資産の所有者等）を左下の該当箇所に記入してください。 ※ 当該地方公共団体（調査表提出地方公共団体分のみ）を記入してください。

④ 経常損益

・会社法法人

損益計算書の経常利益または経常損失を記入してください。

・一般社団法人及び一般財団法人（旧公益法人会計基準を適用している場合）

正味財産増減計算書の当期正味財産増減額を記入してください。

・一般社団法人及び一般財団法人（新公益法人会計基準を適用している場合）

正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の当期経常増減額を記入してください。

・その他の法人

損益計算書がある場合は経常利益または経常損失を記入してください。損益計算書がない場合には、それに準じたものを適宜記入してください。

※ 林業公社においては「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示第242号）中、第二・四・2に留意してください（必要に応じ修正後の金額を記入してください）。

⑤ 補助金等

算定様式中「○「補助金等B」欄に計上する補助金等の財政援助の額の算定等」について、①欄には、地方公共団体（当該団体以外の地方公共団体も含まれます。）からの補助金等の財政援助に係る金額を記入してください。②欄には、それらのうち、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・二・3・(8)・ロ(イ)～(ハ)までに該当するものを記入してください。③欄については、①から②の額を控除したものが自動計算され、当該額が「補助金等B」欄に自動計上されます。なお、②欄に金額を記入した場合には、その具体的内容等を備考欄に記入してください。

⑥ 修正後経常損益

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑦ 減価償却費

減価償却費を記入してください。

⑧ 減価償却前修正後経常損益

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑨ 純資産

算定様式中「○「純資産F」欄の額の算出方法を具体的に記載（修正の内容や計算方法等）」について、①欄には、貸借対照表における純資産（資本合計）の額を記入して

ください。なお、会社法法人は純資産額、一般社団法人及び一般財団法人は正味財産額、その他の法人は資本合計額を記入してください。②欄には、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・二・三・(8)・ハに基づき算定した額（当該調整額のみ）を記入してください。③欄については、①と②の額を合算したものが自動計算され、当該額が「純資産F」欄に自動計上されることとなります。②欄に金額を記入した場合には、その具体的内容等を備考欄に記入してください。

※ 林業公社においては「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・四・2に留意してください。

⑩ 損失補償を付している地方公共団体からの借入金

損失補償を付している地方公共団体（他の地方公共団体含む）からの借入金（長期・短期合算）を記入してください。

※ 本欄の数値に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条第3号に掲げる貸付金（いわゆるオーバーナイト）及び規則附則第3条の貸付金（いわゆる単コロ）の額を含めないようにしてください。

※ 損失補償を付している地方公共団体の貸付金が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときに限る。

⑪ 修正後純資産

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑫ 要償還債務額

⑩を除く借入金総額を記入してください。

(4) その他の記入箇所

(3)までの必要事項を記入すると、該当する法人区分のマトリクス表に判定結果が表示されます。自動表示される判定結果を踏まえて最終評価を行ってください。

① マトリクス表左下の「ハ 格付方式」

該当する場合は、表示されるコードから選択してください（該当しない場合は記入不要です）。

② マトリクス表左下の「最終評価」

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

※ ただし、格付けを取得している場合は書式の解除が必要となる場合もあります。

③ 算入率

算入率を直接記入してください。

④ 欄外

対象となる地方公共団体名（市区町村の場合は都道府県名から記入）、当該都道府県財政または市町村担当課に係る課（室）名・担当者名・電話（直通）・E-mailを記入してください。

4⑥G表 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

1 本様式は、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するものです。

各地方公共団体ごとに「4⑥G表-ア」、「4⑥G表-イ」及び「4⑥G表-ウ」を作成してください（各地方公共団体ごとに別ファイルでそれぞれ作成してください）。「4⑥G表-イ」及び「4⑥G表-ウ」については、信託契約ごとに1シート作成してください。

2 「4⑥G表-ア」

- (1) 欄外に都道府県名・市区町村名・地方公共団体コード（半角6桁）を記入してください。
- (2) 「1 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）（「旧信託法」）に基づく信託」及び「2 信託法（平成十八年法律第八号）（「新信託法」）に基づく信託（3を除く）」については、備考欄以外の全てのセルについて、個票とのリンクにより自動計算されるため、記入不要です。

特に記入すべき事項がある場合には備考欄に記入いただき、その他の欄についても、個票の内容が適切に反映されていることを必ず確認してください。

- (3) 「3 信託の目的である建物の建設若しくは土地の造成が完了していないもの又は完了後から3年を経過していないもの」については、3（6）に掲げる手法による資産の評価になじまない一方、一般的には、建設又は造成に要する費用に見合う資産形成がなされるものと想定されることから、一般会計等負担見込額を0とすることができることとされています。このため、当該要件を満たすことが明確となるよう、備考欄に完了（予定）年度を必ず明記してください。

ただし、信託財産の状況等から判断して、一般会計等負担見込額を0とすることが不適當である場合は、この限りではありませんので、該当の場合には、2も参考に一般会計等負担見込額を算出し、算出過程が分かるよう任意様式により資料を作成の上、提出してください。

3 「4⑥G表-イ」

- (1) 「4⑥G表-イ」には、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）（以下「旧信託法」という。）に基づく信託について、信託契約ごとにシートを分けて記入してください。

(2) 欄外直接記入箇所

- ① 「信託事業名」には、信託契約書や予算書等を参考に事業名を記入してください。
- ② 「受託者」には、信託契約における受託者を記入してください。
- ③ 「信託契約の期間」には、信託契約の期間を「S62. 4. 1～H31. 3. 31」等の形で記入してください。

(3) 「1. 信託財産の状況」のうち直接入力箇所

- ① 「負債の額(1)」には、当該信託に係る当該年度の前年度の末日における貸借対照表その他の信託財産の状況を明らかにする書類（以下「貸借対照表等」という。）における負債の額を記入してください。
- ② 「当該団体からの借入金(2)」には、当該信託の受益者である地方公共団体（以下「当該団体」という。）からの借入金のうち令和2年度以降に返済するもの（複数ある場合はその合計額）を計上しますが、様式下部の「受益権を有する信託の負債の内訳」のうち「当該団体からの借入金の内訳」の合計額が自動表示されるため、当該欄に内訳ごとの明細を記入して下さい。

- ③ 「当該団体損失補償等履行債務(3)」には、損失補償又は保証をしていた信託に係る債務が、その損失補償又は保証の履行後においても当該信託に係る貸借対照表等の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額を記入します。損失補償又は保証をしていた当該信託に係る債務が貸借対照表等に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください。
- ④ 「当該団体債務引受履行債務(4)」には、債務引受を行った当該信託に係る債務が、その債務引受の履行後においても当該信託に係る貸借対照表等の負債に引き続き計上されているときに限り、当該計上されている額を上限として当該引き受けた債務の履行に要する経費の支出予定額を記入します。債務引受を行った当該信託に係る債務が貸借対照表等に計上されていないときは、当該支出予定額を計上しませんので注意してください。
- ⑤ 「現金及び預金(6)」には、貸借対照表等における現金及び預金に計上されている額を記入してください。
- ⑥ 「債権(7)」には、貸借対照表等における資産に計上されている有価証券及び未収金等の金銭債権の額(当該資産に係る引当金の額を除く。)を計上しますが、様式下部の「受益権を有する信託の負債の内訳」のうち「債権の内訳」の合計額が自動表示されるため、当該欄に内訳ごとの明細を記入して下さい。
- ⑦ 「その他の資産の評価額(8)」には上記以外の当該信託に係る資産の評価額を計上しますが、様式下部の「受益権を有する信託の負債の内訳」のうち採用した手法に応じた「その他の資産の評価額」が自動表示されます。
- ⑧ 「(10)」には、当該信託に係る信託財産の状況に鑑みた一般会計等負担見込額が自動表示されますが、当該額を基に信託契約の内容を勘案して、最終的な一般会計等負担見込額を算出することとなります。
- (4) 「2. 当該団体に対する費用補償請求を排除・制限する別段の定めの有無とその内容」
旧信託法に基づく信託については、当該団体に対する費用補償請求(信託事業の実施に要する費用や事業の実施により受託者に生じた損害等について、受益者に対して補償を求めることをいいます。)が明示的に排除又は制限がされていない限り、上記(3)⑧の信託財産の状況に鑑みた一般会計等負担見込額を最終的な一般会計等負担見込額とします。
このため、信託行為に費用補償請求を明示的に排除又は制限する別段の定めがある場合には「有」を選択の上、その内容について、算定に資するよう具体的に記載してください。また、そのような定めがない場合には、「無」を選択して下さい。
- (5) 「3. 2を勘案した一般会計等負担見込額」
上記のとおり、信託行為に費用補償請求を明示的に排除又は制限する別段の定めがない場合には、(3)⑧の額を、費用補償請求への明示的な排除や制限がある場合には、(3)⑧の額に、当該別段の定め定めるところにより調整を行って得た額を記入してください。
なお、一般会計等負担見込額がマイナスとなった場合には、0と記入してください。
- (6) 様式下部「受益権を有する信託の負債の内訳」のうち「その他の資産の評価額」
信託に係る資産のうち、「現金及び預金(6)」及び「債権(7)」を除いた、信託事業の用に供されているものと考えられる資産については、以下のいずれかの手法を用いてその

評価額を算出してください。なお、必ずいずれか1つの手法を選択することとし、採用しない手法については、該当する項目に何も記載をしないようにしてください。

① 「不動産鑑定士による鑑定評価額」

令和2年度における不動産鑑定士による鑑定評価額又は平成30年度から令和2年度まで（前3ヶ年度内）の最後の不動産鑑定士による鑑定評価額に合理的な調整を行って算した額を評価額としますので、当該額を「その他の資産の評価額」へ記入してください。

不動産鑑定士による鑑定評価額と鑑定を行った年月日、最終的な評価額が明確になるように記入をしてください。

② 「② 以下の算式により算定した額」

信託事業の用に供されていると考えられる資産について、当該事業の収益をもとに資産の評価額を算出します。

「信託利益金の額」には、損益計算書その他の信託財産の状況を明らかにする書類により計算される期中の収益の合計額から費用の合計額を控除した額又は期中の利益の合計額から損失の合計額を控除した額について、平成30年度から令和2年度の額をそれぞれ記入してください。なお、災害その他やむを得ない事情がある場合には、特定の年度の数値を用いないこととする事も許容しますが、その場合には、当該扱いをする理由が明確になるように記載してください。

「資産の還元利回り(%)」には、対象となる資産及び当該信託に係る資産の投資対象としての流動性、管理の難易、資産としての安全性等を相互に比較考量して定める「還元利回り」（小数第1位未満を四捨五入した百分率）を記入して下さい。なお、還元利回りについては、一般財団法人日本不動産研究所が公表する利回りを標準とすることとしますが、当該信託の受託者からの情報も踏まえ、当該信託事業の特性や地域の実情に応じて最終的に設定することとします。

最終的な「その他の資産の評価額」については、記入した信託利益金の額や還元利回りに応じて自動表示されます。

- ③ なお、以上の手法により資産の評価額を算定し難い特別の事情がある場合においては、その他の資産の評価手法として合理的と認められるものにより算定した額とすることも許容することとしますが、その場合には、当該特別の事情及び具体的な算定手法が明確となるように、「③ ①、②の額を算定し難い特別の事情がある場合の算定額」の欄に記入をしてください。

4 「4⑥G表-ウ」

- (1) 「4⑥G表-ウ」には、信託法（平成十八年法律第百八号）（以下「新信託法」という。）に基づく信託（2（3）に記載したものを除く）について、信託契約ごとにシートを分けて記入してください。

(2) 欄外直接記入箇所

3（2）と同様に記載をしてください。

- (3) 「1. 当該団体に対する費用補償請求を認める信託法第48条第5項の合意の有無とその内容」

新信託法に基づく信託については、費用補償請求を認める信託法第48条第5項の合意がない場合、当該団体は信託財産の範囲内においてのみ責任を負うものと考えられるた

め、信託財産の状況に関わらず最終的な一般会計等負担見込額を0とすることとされています。

なお、当該合意が存在する場合には、「有」を選択の上、その内容について、算定に資するよう具体的に記載してください。当該合意がない場合には、「無」を選択して下さい。

(4) 「2. 信託財産の状況」及び様式下部「受益権を有する信託の負債の内訳」

3 (3) 及び (6) と同様に記載をしてください。

なお、(3) において、「無」を選択した場合には、記入は不要です。

(5) 「3. 1 を勘案した一般会計等負担見込額」

上記(3) のとおり、費用補償請求を認める合意がない場合には、0を、当該合意が存在する場合には、信託財産の状況に鑑みた一般会計等負担見込額に、当該合意の内容に従い調整を行って得た額を記入してください。

なお、一般会計等負担見込額がマイナスとなった場合には、0と記入してください。

4⑥H表 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額

※ 4⑥H表-アについては、エクセルファイル「4⑥H表.xls」を作成した上で、「健全化判断比率に関する算定様式(算定様式).xls」のシート「4⑥H表」中、薄黄色セルに必要な事項を転記してください。

※ 当該算定における「特定短期貸付金」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第14条第3号に掲げる貸付金(短期貸付金)のうち、その償還財源に、貸付けの相手方である設立法人以外の者(受益権を有する信託の受託者を除く。以下同じ。)が当該地方公共団体以外の者から借入れを行った借入金(当該借入金の償還財源として、当該年度に、当該年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から当該設立法人以外の者に対して貸付金の貸付けを行った、又は行う見込みがあるものに限る。)が充てられたもの(いわゆる「オーバーナイト」)をいいます。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則附則第3条の貸付金(いわゆる「単コロ」)に係る一般会計等負担見込額の算定については、特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の例によるものとされています。このため、当該貸付金についても本様式において算定を行うこととし、当該貸付金及び特定短期貸付金を合わせて、以下「特定短期貸付金等」ということとします。

1 算定様式の種類

記入が必要な表は「4⑥H表-ア」と「4⑥H表-イ」の2種類になります。

(1) 各地方公共団体ごとに「4⑥H表-ア」及び「4⑥H表-イ」を作成してください(別ファイルでそれぞれ作成してください)。

(2) 「4⑥H表-イ」については、1法人につき1シート作成してください。

※ ただし、1法人に対して、1地方公共団体が複数の特定短期貸付金等の貸付けを行っている場合には、それぞれシートを作成してください。

2 記入必要箇所

記入が必要な箇所は白抜きになっています。水色で網掛けされている箇所は記入不要です（書式、関数が設定されていますので上書きを行わないでください）。

※ 行及び列の追加・削除等様式の追加調製は厳に謹んでください。

3 記入単位 …数値については、全て半角で記入してください。

(1) 記入する金額単位は全て千円単位となります（千円未満は四捨五入）。

(2) 算入率、預託金の減少率等は%表示で小数点第1位未満を四捨五入（整数表示で小数点第3位未満を四捨五入）して記入してください。

4 「4⑥H表ーア」の記入要領

(1) 欄外

都道府県名・市区町村名・地方公共団体コード（半角6桁）を記入してください。

(2) 標準評価方式

全てのセルについて、個票とのリンクにより自動計算になっていることから記入不要です。ただし、個票の内容が適切に反映されていることを必ず確認してください。

(3) 個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

特定短期貸付金等の貸付けの相手方である法人（以下「対象法人」といいます。）の法人名、特定短期貸付金等に係る一般会計等負担見込額及び特定短期貸付金等の額を記入し、特定短期貸付金等の種類及び法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 当該対象法人の債務の総額から当該対象法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額及び特定短期貸付金等に係る債務の額については、その算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

② 経営計画個別評価方式

対象法人の法人名、特定短期貸付金等に係る一般会計等負担見込額及び特定短期貸付金等の額を記入し、特定短期貸付金等の種類及び法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 特定短期貸付金等に係る一般会計等負担見込額の算出過程について任意様式により資料を作成の上提出してください。

(4) 制度融資等における特定短期貸付金等

制度融資等の名称、預託金等の額のうち特定短期貸付金等の額及び預託金の減少率等を記入し、特定短期貸付金等の種類及び法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

※ 預託金等の額のうち特定短期貸付金等の額には、制度融資の原資として地方公共団体が金融機関等に預託を行っている場合において、当該預託金のうち、特定短期貸付金等により行われているものの金額等を記載してください。

※ 預託金の減少率は、金融機関等が行う融資に損失が発生したこと等により、当該年度の前年度において当該金融機関等から返還された預託金の額が、当該地方公共団体が預託を行った額を下回った場合における当該下回った額を当該地方公共団体が預託を行った額で除して得た値とします。なお、当該年度の前年度において一般会計等負担見込額の算定に影響が生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度よ

り前の合理的な範囲内の期間における預託金の減少率に相当する率の平均等を用いることができます。

(5) その他の形態の特定短期貸付金等

対象法人の法人名、特定短期貸付金等に係る一般会計等負担見込額及び特定短期貸付金等の額を記入し、特定短期貸付金等の種類及び法人形態を「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

なお、法人格を有しない者に対し特定短期貸付金等の貸付けを行っている場合は、法人形態コード「16」を選択の上、当該項目へ記入してください。

※ 特定短期貸付金等に係る一般会計等負担見込額（過去の実績に基づき合理的と考えられる手法で算定した額）の算定過程について、任意様式により資料を作成の上提出してください。

5 「4⑥H表ーイ」の記入要領

(1) 直接記入箇所（金額以外）

- ① 地方公共団体コード…6桁で記入してください（半角で記入してください）。
- ② 地方公共団体名…市区町村の場合は都道府県名から記入してください。
- ③ 対象法人の法人名…「(株)、株式会社、(有)、有限会社」等の記入は不要です。名称のみ全角で記入してください。
- ④ 適格格付機関の依頼格付…該当がある場合は全角で格付を記入してください。
- ⑤ 適格格付機関の依頼格付以外の格付…以下について、該当がある場合は全角でその格付を記入してください。
 - ・株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付
 - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本SME格付け
 - ・株式会社日本格付研究所 JCR中堅・中小企業格付

(2) 選択コード記入箇所

「選択コード」を参照の上、表示されるコードから選択してください。

法人形態、法人区分、適用会計基準、財務諸表の確認状況、販売用土地の評価、未売出土地の評価、減損会計等の適用状況、会計年度（決算期）、財務諸表の作成状況、法人の設立状況、特定短期貸付金等の種類、依頼格付の取得有無、財政的支援の状況、格付会社、適格格付機関以外の依頼格付

※ 法人形態、適用会計基準、財務諸表の確認状況、販売用土地の評価、未売出土地の評価、会計年度については、備考欄への記入が必要な場合はその内容を記入してください。

(3) 直接記入箇所（金額）…該当が無い場合はゼロを記入してください。

① 特定短期貸付金等の額

本様式により算定を行う地方公共団体（以下「当該団体」といいます。）が設立法人以外の者に対して貸付けを行った特定短期貸付金等の額を記入してください。

② うち、年度末に損失補償付債務を原資として返済された額

①の特定短期貸付金等の額のうち、年度末に損失補償付債務を原資として返済された額を記入してください。

※ 地方公共団体における損失補償付債務額は、4⑥F表において将来負担額として計上されるものであるため、本様式での算定からは控除するものです。

③ 信用補完実行見込額

信用補完措置がある場合は金額を記入の上、その具体的内容（内容、金額の算出方法、資産の所有者等）を左下の該当箇所に記入してください。

④ 対象となる特定短期貸付金等の額

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑤ 経常損益

・会社法法人

損益計算書の経常利益又は経常損失を記入してください。

・一般社団法人及び一般財団法人（旧公益法人会計基準を適用している場合）

正味財産増減計算書の当期正味財産増減額を記入してください。

・一般社団法人及び一般財団法人（新公益法人会計基準を適用している場合）

正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の当期経常増減額を記入してください。

・その他の法人

損益計算書がある場合は経常利益又は経常損失を記入してください。損益計算書がない場合には、それに準じたものを適宜記入してください。

※ 林業公社においては「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成 29 年総務省告示第 104 号）中、第二・四・2 に留意してください（必要に応じ修正後の金額を記入してください）。

⑥ 補助金等

算定様式中「○「補助金等B」欄に計上する補助金等の財政援助の額の算定等」について、①欄には、地方公共団体（当該団体以外の地方公共団体も含まれます。）からの補助金等の財政援助に係る金額を記入してください。②欄には、それらのうち、「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・二・3・(8)・ロ(イ)～(ハ)までに該当するものを記入してください。③欄については、①から②の額を控除したものが自動計算され、当該額が「補助金等B」欄に自動計上されます。なお、②欄に金額を記入した場合には、その具体的内容等を備考欄に記入してください。

⑦ 修正後経常損益

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑧ 減価償却費

減価償却費を記入してください。

⑨ 減価償却前修正後経常損益

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑩ 純資産

算定様式中「○「純資産F」欄の額の算出方法を具体的に記載（計算方法等）」について、①欄には、貸借対照表における純資産（資本合計）の額を記入してください。なお、会社法法人は純資産額、一般社団法人及び一般財団法人は正味財産額、その他の法人は資本合計額を記入してください。②欄には、「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・二・3・(8)・ハに基づき算定した額（当該調整額のみ）を記入してください。③欄については、①と②の額を合算したものが自動計算され、当該額が「純資産F」欄に自動計上されることとなります。②欄に金額を記入した場合には、その具体的内容等を備考欄に記入してください。

※ 林業公社においては「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」中、第二・四・2に留意してください。

⑪ 当該団体からの借入金

当該団体からの借入金（長期・短期合算）を記入してください。

※ 当該団体の貸付金の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときに限り記入してください。

※ 本欄の数値に算定対象となっている特定短期貸付金等の金額は含めないようにしてください。

⑫ 修正後純資産

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

⑬ 要償還債務額

⑪を除く借入金総額を記入してください。

(4) その他の記入箇所

(3)までの必要事項を記入すると、該当する法人区分のマトリクス表に判定結果が表示されます。自動表示される判定結果を踏まえて最終評価を行ってください。

① マトリクス表左下の「ロ 格付方式」

該当する場合は、表示されるコードから選択してください（該当しない場合は記入不要です）。

② マトリクス表左下の「最終評価」

記入不要です（書式が設定されているので上書きしないでください）。

※ ただし、格付けを取得している場合であって、当該格付に基づき、特定短期貸付金に係る債務を債務区分に分類する場合には、書式の解除を行い、判定を直接手入力してください。

③ 算入率

算入率を直接記入してください。

④ 欄外

当該団体の地方公共団体名（市区町村の場合は都道府県名から記入）、当該都道府県財政または市町村担当課に係る課（室）名・担当者名・電話（直通）・E-mailを記入してください。

留意事項

基金から設立法人以外の者に対して特定短期貸付金等の貸付けを行っている場合であって、当該額が地方債の償還額等に充当可能な基金として4⑧表の「現金・預金(2)」に計上されている場合には、貸付先の法人等の経営状況に応じて適切に算定された額を、4⑧表の「その他(6)」の「うち貸付金(7)」に区分して計上してください（P.55「地方債の償還額等に充当可能な基金」にも同様の記述をしています。）。

4⑦表 組合の連結実質赤字額に係る負担見込額

※ 組合には地方開発事業団を含みます。

※ 記入にあたっては、組合の加入団体間で計算上の齟齬がないよう調整してください。

- 1 加入団体間で連結実質赤字のあん分方法が取り決められている組合
 - (1) 「組合名(1)」には、加入団体間に連結実質赤字のあん分方法について取決めのある場合のみ、加入している組合の名称を記入してください。
 - (2) 「会計名(2)」には、当該組合に設置されているすべての会計の名称を記入してください。
 - (3) 「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(3)」には、会計ごとの実質赤字額(資金不足額)※を負の値で、実質黒字額(資金剰余額)を正の値で記入してください。
※ 会計ごとの実質赤字額(資金不足額)や実質黒字額(資金剰余額)は、その会計区分に応じ、当該組合の会計が公営企業会計である場合は、2①表「公営企業会計に係る資金不足額等」の「(8)資金不足額・剰余額」の額を記入し、また、当該組合の会計が公営企業会計以外である場合は、1①表「一般会計等に係る実質収支額」又は1②表「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額」の「実質収支額(11)」の額を記入してください。
 - (4) 「連結実質赤字額(4)」が0以下の場合(連結実質赤字額がない場合)は、当該組合については「取決め内容(5)」～「理由(8)」を記入する必要はありません。
 - (5) 「取決め内容(5)」には、連結実質赤字のあん分方法についての加入団体間での取決め内容と「負担額(6)」の額の算出過程を記入してください。
 - (6) 「負担額(6)」には、「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(3)」が実質赤字額(資金不足額)である場合には、取り決められているあん分方法によって自団体の負担となる額を正の値で、実質黒字額(資金剰余額)である場合には、当該あん分方法によって自団体に配分される額を負の値で記入してください。
※ 組合に連結実質赤字額がある場合であっても(つまり(4)欄が正の値であっても)、自団体の「負担額(6)」の合計値や「一般会計等負担額(7)」の合計値がそれぞれ負の値となる場合は、当該組合に係る自団体の負担額は「0」となります。
 - (7) 「一般会計等負担額(7)」には、「負担額(6)」のうち一般会計等の負担額を記入してください。
 - (8) 「理由(8)」は、「負担額(6)」のうち「一般会計等負担額(7)」に一般会計等の負担額を限定した理由を記入してください。
- 2 加入団体間で連結実質赤字のあん分方法が取り決められていない組合(地方開発事業団を除く。)
 - (1) 「組合名(9)」には、加入している組合の名称を記入してください(加入団体間に連結実質赤字のあん分方法について取り決めのない場合のみ)。
 - (2) 「会計名(10)」には、当該組合に設置されているすべての会計の名称を記入してください。
 - (3) 「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(11)」には、会計ごとの実質赤字額(資金不足額)を負の値で、実質黒字額(資金剰余額)を正の値で記入してください。
 - (4) 「連結実質赤字額(12)」が0以下の場合(連結実質赤字額がない場合)は、当該組合については「構成団体(13)」～「理由(18)」を記入する必要はありません。
 - (5) 「構成団体(13)」には、各会計について負担金を拠出している構成団体名を記入してください。※自団体を最初に記入してください。

(構成団体が3団体を超える場合は、2団体目に「前年度負担金(14)」が最も多い団体名(自団体を除く)を、3団体目に「その他の団体」と記入してください。)

(6) 「前年度負担金(14)」には、各会計について各構成団体が令和2年度において拠出した負担金の額を記入してください。

(「その他の団体」と記入した場合は、自団体と2団体目に記入した団体以外のその他の団体の負担金の合計額を記入してください。)

(7) 「前年度の負担割合(15)」には、各会計について各構成団体が令和2年度において拠出した負担金の合計額に占める自団体が拠出した負担金の割合が表示されます。

(8) 「負担額(16)」は、「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(11)」が実質赤字額(資金不足額)の場合には正の値、実質黒字額(資金剰余額)の場合には負の値となります。

※ 組合に連結実質赤字額があっても((12)欄が正の値であっても)、自団体の「負担額(16)」の合計値や「一般会計等負担額(17)」の合計値がそれぞれ負の値となる場合は、当該組合に係る負担額は「0」となります。

(9) 「一般会計等負担額(17)」には、「負担額(16)」のうち一般会計等の負担額を記入してください。

(10) 「理由(18)」には、「負担額(16)」のうち「一般会計等負担額(17)」に一般会計等の負担額を限定した理由を記入してください。

3 加入団体間で連結実質赤字のあん分方法が取り決められていない地方開発事業団

(1) 「地方開発事業団名(19)」には、自団体が加入している地方開発事業団の名称を記入してください(加入団体間に連結実質赤字のあん分方法について取り決めのない場合のみ)。

(2) 「事業名(20)」には、当該地方開発事業団が行っている事業名を記入してください。

(3) 「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(21)」には、事業ごとの実質赤字額(資金不足額)を負の値で、実質黒字額(資金剰余額)を正の値で記入してください。

(4) 「連結実質赤字額(22)」が0以下の場合(連結実質赤字額がない場合)は、当該地方開発事業団については「事業の委託団体(23)」～「理由(26)」を記入する必要はありません。

(5) 「事業の委託団体(23)」には、当該事業を委託した地方公共団体名を記入してください。

※ 自団体を最初に記入してください。

(構成団体が3団体を超える場合は、2団体目に「負担額(24)」が最も多い団体名(自団体を除く)を、3団体目に「その他の団体」と記入してください。)

(6) 「負担額(24)」には、「実質赤字(黒字)額・資金不足(剰余)額(21)」が実質赤字額(資金不足額)の場合には、自団体の負担となる額を正の値で、実質黒字額(資金剰余額)の場合には、自団体に配分される額を負の値で記入してください。

※ 地方開発事業団に連結実質赤字額があっても((22)欄が正の値であっても)、「負担額(24)」の合計値や「一般会計等負担額(25)」の合計値がそれぞれ負の値となる場合は、当該組合に係る負担額は「0」となります。

(7) 「一般会計等負担額(25)」には、「負担額(24)」のうち一般会計等の負担額を記入してください。

(8) 「理由(26)」には、「負担額(24)」のうち「一般会計等負担額(25)」に一般会計等の負担額を限定した理由を記入してください。

4 将来負担額

- ・ 「将来負担額(27)」には、「一般会計等負担額」に係る(7)欄、(17)欄及び(25)欄の合計額が自動表示されます。

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

算定時点 令和3年3月31日

(ただし、出納整理期間の定めのある会計との間で算定時点までに支出負担行為を行った上で、出納整理期間内に行った繰入れ(積立て)及び繰出しについては、算定時点の現在高に含めてください。)

1 本様式には、地方自治法第241条の基金について、その種類(算定様式の縦軸)や保管形態(算定様式の横軸)により区分し、それぞれの現在高を計上してください。

(1) 「減債基金」には、満期一括償還地方債の償還のための積立額を含めた基金の実現在高を計上してください。

(2) 「災害救助基金」には、その名称を問わず、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)第22条に定める災害救助基金を回答してください。

(3) 「財政安定化基金(後期高齢者医療制度)」には、その名称を問わず、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)第116条に定める財政安定化基金を回答してください。

(4) 「財政安定化基金(介護保険制度)」には、その名称を問わず、「介護保険法」(平成9年法律第123号)第147条に定める財政安定化基金を回答してください。

(5) 法律又は政令の規定により、法第2条4号イの地方債の償還額又は口からへまでの額に充てることができないと認められる基金は、「充当可能基金から除かれるべき基金」に回答してください。(例) 合併市町村振興基金等

※ 法律又は政令に基金の設置根拠があるものを、地方債の償還等に充当できると取り扱うのは不相当であるとの考えに基づくものです。よって、国等の補助要綱などを根拠とする基金については、その造成原資に下記2の補助金等が充てられていたとしても、本様式においては、充当可能基金として取り扱います。

2 「現金・預金(2)」及び「国債・地方債・政府保証債等(4)」に計上した額のうち、当該基金の原資に、国及び他の地方公共団体からの補助金、交付金その他これに類するもの(補助金等)が充てられているため、算定時点(令和2年度末時点)において当該基金を廃止するものと仮定した場合に、当該国等に返還する必要がある額については、「うち要返還額(3)・(5)」に、「現金・預金(2)」及び「国債・地方債・政府保証債等(4)」の内数として計上してください。

※ 充当可能基金から除かれる災害救助基金等については、要返還額を記入する必要はありません。

3 「国債・地方債・政府保証債等(4)」には、国債、地方債及び政府保証債のほか、金銭信託又は貸付信託で元本が確実に保証される有価証券も含まれます。

4 「その他(6)」には、当該基金のうち、貸付金や不動産など「現金・預金(2)」及び「国債・地方債・政府保証債等(4)」以外の財産に係る現在高を計上してください。

5 「充当可能基金(9)」には、「現金・預金(2)」及び「国債・地方債・政府保証債等(4)」の合計額（「うち要返還額(3)・(5)」の控除後の額）が計上されます。

また、「充当可能基金(9)」の右欄には、（構成比）として「小計」に対する、各基金の「充当可能基金(9)」の額の割合が自動表示されます。

留意事項

1 自団体が設置する会計に対して、算定時点(3月31日)を越えて基金からの繰替運用又は貸付けを行っている場合は、当該資金は充当可能基金残高に計上しません。そのため、「現金・預金(2)」でなく、「その他(6)」の「うち貸付金(7)」に区分して当該貸付額を計上してください。

2 基金から設立法人以外の者に対して特定短期貸付金等の貸付けを行っている場合であっても、当該額が地方債の償還額等に充当可能な基金として計上されている場合には、貸付先の法人等の経営状況に応じて適切に算定された額を、「その他(6)」の「うち貸付金(7)」に区分して計上してください(P.48「設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額」にも同様の記述をしています。)

3 貴管内の財産区に係る基金を自団体の条例によって設置している場合であっても、当該財産区等は自団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体ですので、当該基金は、本様式の対象とはなりませんので留意してください。

4 「うち要返還額(3)・(5)」については、国等に返還すべき額を区分できる場合はその額を、区分できない場合は、これまで積み立てられた独自財源と補助金等の比によりあん分し、当該返還すべき額を計上してください。

5 算定要領1(2)～(4)の基金は、法律上、都道府県が設置する基金ですので、市区町村においては、当該欄は空欄としてください。

4⑨A～C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額

1 本様式には、地方債の償還額等に充てることができる特定の歳入の見込額を、以下の(1)～(5)までの区分に応じて、それぞれの算定方法により記入してください。

なお、本様式の対象となる「特定の歳入」とは、当該特定の歳入の充当先となる地方債の元金償還金等との間に相当の因果関係(例えば、公営住宅の建設に係る地方債の償還と当該公営住宅の賃貸料など)を持ち、かつ、当該元金償還金等に充当することが制度的に予定されているものをいい、一般財源に対する、単なる「特定財源」ではないことに注意してください。

したがって、通常、一般財源等として扱われる財源や使用料・手数料であっても、運営費や利払いに充てられていると認められるものについては、特定の歳入とはならないことに注意してください。

(4) ⑨A表)

(1) 国庫支出金等

① 「国庫支出金等の名称(1)」には、③「地方債の現在高等(2)」に対する⑥「地方債の元金償還金等」に充てることができる国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金(国庫支出金等)の名称を記入してください。

※ 同一の国庫支出金等の充当先が、異なる種類(②イ～ニ)の地方債の現在高等である場合は、当該種類ごとに別段に(2段目以降は「同上」と)記入してください。

② 「種類」には、③の「地方債の現在高等(2)」の種類ごとに、次の区分によりイ～ニの記号を記入してください。

イ：一般会計等に係る地方債の現在高

ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出予定額

ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入れ見込額

ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担等見込額

③ 「地方債の現在高等(2)」には、①の国庫支出金等の充当先となる算定時点における地方債の現在高等の額を記入してください。

※ ここに計上する地方債の現在高等の額は、将来負担額として算入された額でなければなりません。したがって、当該算入額を上回る額を計上しないようにしてください。

④ 「充当が確実である額(3)」には、算定時点において③の地方債の現在高等に充当することが確実と見込まれる国庫支出金等の額を記入してください。

※ 充当することが確実と見込まれる額を客観的に証明できるものに限り、

⑤ 以降の欄は、充当することが確実と見込まれる額は確定していないが、充当することができる国庫支出金等について、地方債の元金償還金等の額に対する当該国庫支出金等の過去3か年度における充当実績額をもとに、地方債の現在高等に対する国庫支出金等の充当見込額を推計するものです(各年度共通)。

⑥ 「充当実績額」には、②イ～ニに対応する以下の「地方債の元金償還金等」ごとに、それぞれ充当した国庫支出金等の実績額を計上してください。

イ：一般会計等に係る地方債の元金償還額

ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出額

ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入額

ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担額又は補助額

⑦ 「元金償還金等」には、国庫支出金等を充当した各年度における⑥の地方債の元金償還金等の額(国庫支出金等の額を含む)を計上してください。

⑧ 「充当率」には、「充当実績額」を「元金償還金等」で除した比率が自動表示されます。

⑨ 「平均充当率(4)」には、過去3か年度の充当率の平均値(元金償還等の実績がある年度における平均値)ですので、元金償還等の実績が2か年度のみである場合は2か年度の平均値が自動表示されます。

⑩ 「充当見込上限額(5)」には、「地方債の現在高等(2)」に「平均充当率(4)」を乗じた結果が自動表示されます。

⑪ 「充当見込額(6)」には、「充当見込上限額(5)」を上限として、今後の国庫支出金等の収入見込みを勘案した充当見込額を記入してください。

※ 収入する見込みのない額を計上することがないように注意してください。

(2) 地方債を財源とする貸付金の償還金

① 「貸付金の償還金の名称(1)」には、法人等に対し地方債を財源として貸付を行った場合における、当該法人等からの償還金の名称を記入してください(名称がなければ償還金等を特定できる呼称をつけてください。)

※ 地方道路公社及び土地開発公社(以下、公社)に対して地方債を財源として貸付を行っている場合に、当該貸付金に係る地方債残高は、設立団体の将来負担額として捉え、公社の負債として捉えません。(4⑥A表のB②又は4⑥B表の(2)において、当該年度以降に返済する借入金は公社の負債から控除することとしています。)

公社の負債として捉えなければ、当該貸付金の償還は見込むことはできないので、地方債を財源とする貸付金に係る公社からの償還金は、「貸付金の償還金の名称(1)」の対象とはならないので注意してください。

(仮に、公社からの償還額を地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入として、将来負担額から控除した場合には、転貸債を起したことによる一般会計等の将来負担が相殺されてしまうため、公社側でも、設立団体の側でも将来負担が捕捉することができなくなってしまいます。)

② 「地方債の現在高(4)」には、貸付金の財源とした地方債の算定時点における現在高を記入してください。

※ ここに計上する地方債の現在高は、将来負担額として算入された額でなければなりません。したがって、当該算入額を上回る額を計上しないようにしてください。

③ 「貸付残高(5)」には、算定時点における当該貸付金の現在高を記入してください。

④ 「償還見込額(6)」には、当該法人等からのこれまでの償還実績を勘案した上で将来的に確実に償還が見込まれる額を記入してください(「地方債の現在高(4)」及び「貸付残高(5)」を上限とします)。

※ 充当することが確実に見込まれる額を客観的に証明できるものに限ります。

※ 当該貸付金の貸付を受けた者が貸付金の償還に充てるため、地方公共団体が当該貸付けを受けた者に対して補助金を支出している場合、当該補助金の見込額を当該償還金から控除し、控除後の額を「償還見込額(6)」に記入してください。

⑤ 「償還見込額が貸付残高を下回る理由(7)」には、法人等からの貸付金に係る償還が停滞しているなど、償還見込額が貸付残高を下回ることが見込まれる場合の理由を簡潔に記入してください。

(3) 公営住宅の賃貸料等

① 「賃貸料・使用料の名称(1)」には、②「地方債の現在高等(2)」に対する「地方債の元金償還金等」(1)⑥参照)に充てることのできる公営住宅などの行政財産又は公の施設の賃貸料その他の使用料(公営住宅の賃貸料等)の名称を記入してください。

※ 同一の公営住宅の賃貸料等の充当先が、異なる種類(③イ～ニ)の地方債の現在高等である場合は、当該種類ごとに別段に(2段目以降は「同上」と)記入してください。

② 「地方債の現在高等(2)」には、①の公営住宅の賃貸料等の充当先となる算定時点における地方債の現在高等の額を記入してください。

※ ここに計上する地方債の現在高等の額は、将来負担額として算入された額でなければなりません。したがって、当該算入額を上回る額を計上しないようにしてください。

③ 「種類」には、②の「地方債の現在高等(2)」の種類ごとに、次の区分によりイ～ニの記号を記入してください。

イ：一般会計等に係る地方債の現在高

ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出予定額

ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入れ見込額

ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担等見込額

④ 以降の欄は、充当することができる公営住宅の賃貸料等について、地方債の元金償還金等の額に対する当該公営住宅の賃貸料等の過去3か年度における充当実績額をもとに、地方債の現在高等に対する公営住宅の賃貸料等の充当見込額を推計するものです（各年度共通。記入方法は(1)国庫支出金等の例によってください）。

⑤ ただし、各年度における「充当実績額」は、当該公営住宅の賃貸料等をまずは公営住宅等の維持管理費に充当した後、その残余がある場合に限り当該残余額を計上することができ、当該賃貸料等の全額を算入することができない点に留意してください。

(4)B表)

(4) 都市計画税収

① 「4 都市計画税収」は、③「都市計画事業費(2)」と⑤「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」の合計額に対する「都市計画税収(1)」の充当率（過去3か年度の平均値であり、1を超える場合は1とします。）をもとに、一般会計等における「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」に対する都市計画税収の充当見込額を推計するものです（各年度共通）。

② 「都市計画税収(1)」には、各年度における都市計画税の収入額を、「課税状況調査」をもとに記入してください。

③ 「都市計画事業費(2)」には、都市計画税をその費用に充てることができる都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用で、一般会計等において負担する費用を、以下を参考に記入してください。

「都市計画事業費」について

本様式における「都市計画事業費」とは、地方税法第702条第1項の規定により都市計画税をその費用に充てることができる都市計画事業(都市計画法)及び土地区画整理事業(土地区画整理法)に要する費用（ただし、当該事業の実施のため借り入れた地方債の元金償還金等の額(下記⑤)及び当該事業終了後の維持管理費等の費用は含めません）で、自団体の一般会計等において負担する費用のすべてをいいます。

なお、当該事業費の範囲は、「課税状況調査」の「都市計画税の課税状況等の調」と同様に以下の費用（いずれも地方債の元金償還金等の額を除く）を含みますので、もれなく計上してください。

※ この「都市計画事業費」を現実の額より少なく計上した場合、都市計画税の充当率が高く算出されてしまい、その結果、過大な都市計画税収の充当見込額が算出される

こととなるため、都市計画税を充当することができる事業費をもれなく計上するように注意してください。

- ・ 国又は都道府県が実施する当該市区町村の都市計画区域において行われる都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用の一部として、都市計画法第75条第1項若しくは土地区画整理法第119条第1項の規定に基づいて市区町村が負担する費用の額
- ・ 他法令の規定により都市計画法第59条第4項に規定する認可とみなされる認可に基づき、実施される事業に要する費用の額
- ・ 土地区画整理法第3条に規定する土地区画整理事業のうち、都市計画事業（都市計画法第4条第15項）として行われないものに対する補助金等の額

- ④ 「特定財源(3)」には、③「都市計画事業費(2)」に充てた特定財源（都市計画税を除く）の額を記入してください。
- ※ 「特定財源(3)」は、当該特定財源の用途が「都市計画事業費(2)」に限定されるもののみ計上し、「元金償還金等(4)」にも充当することができるものは計上しないことに留意してください。
- ⑤ 「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」には、都市計画事業に係る以下の「地方債の元金償還金等」の種類ごとに、次の区分に応じて支出額を記入してください。
(いずれも「都市計画事業費(2)」には含まれていない額です。)
- イ：一般会計等に係る地方債の元金償還額
ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出額
ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入額
ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担額又は補助額
- ⑥ 「合計(5)」には、「都市計画事業費(2)」及び「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」の合計額から「特定財源(3)」を控除した結果が自動表示されます。
- ⑦ 「充当率(6)」には、「都市計画税収(1)」を「合計(5)」で除した結果が自動表示され、また、「平均充当率(7)」には、充当率の3か年度の平均値（元金償還等の実績がある年度における平均値ですので、元金償還等の実績が2か年度のみである場合は2か年度の平均値）が自動表示されます。
- ⑧ 「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」には、都市計画事業に係る以下の「地方債の現在高等（既に終了した事業に係るものを含みます。）」の種類ごとに、次の区分に応じて現在高等の額を記入してください。
- イ：一般会計等に係る地方債の現在高
ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出予定額
ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入れ見込額
ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担等見込額
- ※ ここに計上する地方債の現在高等の額は、将来負担額として算入された額でなければなりません。したがって、当該算入額を上回る額を計上しないようにしてください。
- ⑨ 「充当見込額(9)」には、「都市計画事業に係る地方債の現在高等(8)」の合計額に「平均充当率(7)」を乗じた結果が自動表示されます。

留意事項

- 1 「都市計画事業費(2)」と「元金償還金等(4)」の合計は、実質公債費比率の3③B表(都市計画税充当可能額)のA(①～⑤の合計)と一致します。

(4⑨C表)

- (5) 土地開発公社に対する貸付金の償還金

総括表(特定の歳入見込額)「5 土地開発公社に対する貸付金の償還金」には、4⑥B表中の「省令第8条第5号に規定する土地の取得のための貸付金の償還金(b)」の額が自動的に入力されます。

- (6) 猶予特例債に係る徴収金等

「令和2年度に起こした猶予特例債の発行額」には、令和2年度における地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の12の規定に基づき起こした新型コロナウイルス感染症に伴う地方税の徴収猶予特例債の発行額を記入してください。

- (7) その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

- ① 「その他特定の歳入の名称(1)」には、(1)国庫支出金等～(4)都市計画税収のいずれにも該当しないものの、②「地方債の現在高等」に対する「地方債の元金償還金等」(①⑥参照)に充てることができる特定の歳入の名称を記入してください。

なお、本様式の対象となる「特定の歳入」とは、充当先となる地方債の元金償還金等との間に相当の因果関係を持ち、かつ、当該元金償還金等に充当することが制度的に予定されているものでなければなりません。

また、それ以外の経費に充当することができるものは原則として、本様式の対象とはならないことに注意してください。

したがって、地方債の元金償還金等にたまたま充当した歳入をもって「特定の歳入」と取り扱うことはできません。

※ 地方債の元金償還等のために設置された特定目的基金からの繰入金は、既に充当可能基金として将来負担額の控除財源として将来負担比率に算入しているため、本様式の対象とはなりませんので注意してください。

※ 同一の国庫支出金等の充当先が、異なる種類(②イ～ニ)の地方債の現在高等である場合は、当該種類ごとに別段に(2段目以降は「同上」と)記入してください。

- ② 「種類」には、①のその他特定の歳入に係る③の「地方債の現在高等(2)」の種類ごとに、次の区分によりイ～ニの記号を記入してください。

イ：一般会計等に係る地方債の現在高

ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出予定額

ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入れ見込額

ニ：組合が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担等見込額

- ③ 「地方債の現在高等(2)」には、①のその他特定の歳入が償還財源として予定されている地方債の現在高等(②イ～ニ)の算定時点における額を記入してください。

※ ここに計上する額は、将来負担額として算入された額でなければなりません。

したがって、当該算入額を上回る額を計上しないようにしてください。

- ④ 「充当が確実である額(3)」には、算定時点において③「地方債の現在高等(2)」に充当することが確実と見込まれる特定の歳入の額を記入してください。

※ 充当することが確実と見込まれる額を客観的に証明できるものに限り、

- ⑤ 以降の欄は、充当することができる①のその他特定の歳入について、地方債の元金償還金等の額に対するその他特定の歳入の過去3か年度における充当実績額をもとに、地方債の現在高等に対するその他特定の歳入の充当見込額を推計するものです（各年度共通。記入方法は(1)国庫支出金等の例によってください）。
- ⑥ 「充当見込額(6)」には、「充当見込上限額(5)」を上限として、今後のその他特定の歳入の収入見込みを勘案した充当見込額を記入してください。
- ※ 収入する見込みのない額を計上することがないように注意してください。
- ⑦ 「特定歳入の概要」には、その歳入の概要についてできる限り詳細に記入してください
- ⑧ 「充当が確実である額(3)」の「合計」には、各その他特定の歳入について充当することが確実に見込まれる額の合計が自動表示されます。
- ⑨ 「充当見込額(6)」の「合計」には、各その他特定の歳入について充当することができる額の見込額の合計が自動表示されます。

2 「特定の歳入見込額（合計）」には、1(1)国庫支出金等～(7)その他将来負担額に充当可能な特定の歳入により算出された特定の歳入見込額の合計が自動表示されます。

4 ⑩表 基準財政需要額算入見込額

※ 「基準財政需要額算入見込額」は、将来負担比率の算定に用いる数値の中でも特に額が大きく、将来負担比率の算定結果に大きく影響することから、その算定（算定様式への数値の記入）に際しては、数値の転記間違いや単位間違い等のないよう、くれぐれも注意してください。

【市町村の方ご注意ください】

昨年度（令和元年度）算定より、当該年度の交付税算定で使用した基礎数値の一覧（※1）を貼り付けることで各費目のシートに数字が反映される仕組み（※2）を構築しております。

（※1）市町村ごとの基礎数値の一覧は6月中旬に、財務調査課から各都道府県市町村担当課へ送付予定です。

（※2）一部、直接入力する必要がある部分があるため、ご注意ください。

（都道府県・市町村共通事項）

- 1 本算定様式は、法第2条第4号ワにおける、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を算定するものです。
- 2 算定様式の水色に色塗りした欄に、該当する数値を記入してください。
- 3 各欄の数値（財政力補正に係る係数等を除きます。）は、千円単位で記入してください。
- 4 満期一括償還方式の地方債については、当該地方債の実際の令和2年度末残高ではなく、元金均等半年賦償還の方法により償還するものとして償還台帳に記載された令和3年度以

降の元金償還予定額（元利償還予定額ではないので留意してください。）の合算額を記入してください。

- 5 農業行政費の1「国営等土地改良事業に係る地方負担額」のうち「令和3年度以降地方負担額」の欄には、国営等土地改良事業に係る令和3年度以降の債務負担行為に基づく支出予定額（元金相当額に限ります。）を記入してください。

都道府県分

- 1 地域振興費・その2の7「水俣病原因企業に対する金融支援事業債に係る令和2年度末地方債残高」について、将来負担比率の算定基礎となる特定財源見込額として「法人からの償還見込額」を計上した場合には、令和2年度末残高から当該額を控除した額を記入してください。
- 2 地域振興費・その3の5「下水汚泥広域処理事業に係る地方債」の「令和3年度以降普通交付税措置対象額」の欄には、下水道広域処理事業の移管に係る経費に充てるため同意又は許可を得た地方債の令和3年度以降元金償還予定額（元利償還予定額ではないので留意してください。）のうち普通交付税措置対象額として償還台帳に記載された額の合算額を記入してください。
- 3 農業行政費の1「国営等土地改良事業に係る地方負担額」のうち「令和2年度総務大臣通知額」及び「債務負担行為に基づく令和2年度支出額」が0の団体にあつては、事業費補正対象率を0.8とすること。
- 4 地域振興費・その3の流域下水道事業債について、市町村の合併に伴い都道府県が管理する流域下水道から移行した市町村が管理する公共下水道は除くこと。

市町村分

- 1 小学校費及び中学校費の2「独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る立替金に係る令和3年度上期の初日における未償還元金」欄には、償還年次表・立替金額償還額B欄の令和3年度上期の初日における未償還元金欄の数値を転記してください。
- 2 農業行政費の1「国営等土地改良事業に係る地方負担額」のうち「令和2年度総務大臣通知額」及び「債務負担行為に基づく令和2年度支出額」が0の団体にあつては、事業費補正対象率を0.6とすること。
- 3 下水道費1「1 流域下水道事業及び公共下水道事業に係る地方債（11年度以前許可債に係るもの）」には、「合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道に係る措置分」を除いて記入してください。なお、除いた分については、後述の下水道費2「13 合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道に係る措置分」の算定の基礎となる様式4⑩下水道費附表2「1 流域下水道事業に係る地方債（11年度以前許可債に係るもの）」に記入してください。
- 4 下水道費2「13 合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道に係る措置分」の数値においては、該当団体に対して交付税課から別途通知する「将来負担比率の算定に用いる

「合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道に係る措置分」の取扱いについて」
の様式4⑩下水道附表2において計算した数値を記入してください。